

官報(号外)

にこの公職選舉法の改正法案提出の本質的な原因がある。ここから、このいわゆる改正案、すなわち改悪案のねらいは次の二つであることは当然であります。

すなわち、国民大衆の選舉運動、政治活動の徹底的な制限、国会及び地方議会への国民大衆の眞の代表の選出を極力制限することであります。そのため、改正案は、第一に、選舉運動期間を大幅に短縮しておる。第二に、供託金を一挙三倍の十万円に引上げておる。第三に、満二十歳以下の青年の選舉運動を全面的に禁止しておる。第四に、最も大衆的な政治活動であるところの署名運動を禁止しておる。次に、無料はがきを三分の一に減少しておる。さらに、選舉運動用のポスターを最も重要な改正案は、新聞、雑誌の全面的に禁止しようというが、そのねらいであります。

報道及び評論の自由の禁止であります。これはまさに憲法に規定せられた言論、出版の自由、表現の自由を蹂躪するものはないものであるといわざるを得ない。しかも、禁止の條件とするを得ない。

して、第三種郵便物の認可をきのものを禁止し、あるいは日本新聞協会もしくは日本出版協会の会員以外のものを禁止するなど、まったく無謀きわまる條件を付しており、憲法に保障する基本的権利を蹂躪するものはないものでした。彼らは、国民大衆を恐れるとともに、輿論機関、報道機関にも完全に恐怖おののいて、完全にこれから孤立しておることを、みずから暴露しておる。さらには、かかる言論抑圧の方向は、演説会に対する徹底的な制限となりつあります。個人演説会を、

あらゆる形を問わず四十回に制限する。街頭演説会は、一時にわざか一回と制限する。最後に、さらに重大な制限は、政党の政治活動の制限であります。

政党の政治活動の制限、これは一体どういうことだ。選舉運動にあらざる政党の政治活動を、なぜこの選舉法に政党でなければなりません。

一体、アメリカ帝国主義は、日本に対する対して、今後これからいかなる支配形態をとるとしておるのか。アメリカ帝國主義は、今のこの日本の政党に、まだ民主主義的な要素が少しでもある限りは、この政党といふものを彼らは信頼しておらない。彼らが今信頼している、日本における唯一の機構は、これはまさに植民地官僚、吉田、池田等を初め、日本の植民地官僚以外には何ものもない。この植民地官僚を通じて、これから日本の支配を彼らは完了しようとしておる。諸君自身は今否定せられようとしておる。これがアメリカ帝国主義の方針だ。(発言する者多し)このアメリカ帝国主義の方針が、国会を否定し、日本の政党を否定し、この重大なる性格を帯びて来ているときには、諸君みずからが主張しなければならないこの国会の権威を、みずから自殺行為によつて滅ぼすとは何事であるか。

○議長(林謹治君) 議題の範囲をあまり越えないよう討論を願います。

○黒早八十二君(続) さらに、改正案

現在の反国民的反動政策を維持繼續せ

るとしておる点を指摘しておきたい。

かくのとぎが、改正案の無謀さわざる反国民的、売国的な内容であります。

が支配階級の選舉対策と思つてはならぬ。同時に直接選舉取締りの任

務を掌握し、自治長官が選舉の運営管理に當る全警察組織を總理大臣が掌握

廢止し、自治長官が選舉の運営管理をするように警察法を改悪せんとしてお

ります。これとこれとは不可分なんです。よく聞いておいてもらいたい。自治長官が選舉の運営管理を掌握し得るようになります。

これは自由党の選舉対策委員長が全國

の選舉の運営管理をやり得るといふことを意味する。しかも、警察は總理大臣吉田茂氏の掌中にあるのであるから

これが自由党の選舉対策委員長が全國の起立を求めます。

○議長(林謹治君) 申合せの時間が過ぎました。

鉱工品質貿易公團において九千四百余万円に上つておる状況であります。これら公團における不当経理の発生は、各委員が指摘されたごとく、戦後物資の配給統制を、当初から存続期間が短期、一時的なものとして充足しないために、各委員が指摘された組織により、また訓練不足な職員にゆだねたことによるものであります。その間、一部関係職員の責任観念の欠如によつて、はなはだ芳ばしからざる事態を惹起したことは、まことに遺憾であります。各委員諸君は、政府並びに検査院当局に対し、今後ともこれら諸公團の義務結了を嚴重に督励されるよう要望いたした次第であります。

最後には、会計検査院の検査機能の本実強化についてであります。戦後、会計検査院の決算検査報告に指摘せられる批難件数は累年増加の傾向にありまして、二十一年度百七十五件、二十二年度三百七十八件、二十三年度六百三件、二十四年度七百五十件となつております。しかも、これら批難事項の一つも取上げてみますれば、毎年同種同様の内容を持つた事項が大部分であります。すでに検査院の批難を受けた事例が引続き繰返されておる状態であります。これにつきましては、会計監督の独立最高機関たる会計検査院における検査機能が十分發揮せられないとため、かような会計経理の紊乱が跡を絶たないのだという声が一部にござります。もちろん、会計検査院の検査が徹底的に行なわれていたならば、ある程度は防ぎ得るが、会計検査院の検査が徹底的に行なわれていたならば、ある程度は防ぎ得る

ものではなかろうかといわれておるの
でありますて、この点につきましては、田中角栄委員、菅家委員、三宅委員、島山委員等が、繰返し本委員会において強調されておるところであります。会計上の監督は、ひとり会計検査院にとどまらず、会計法第四十六條の規定に基き大蔵大臣が行う監査、あるいは各官庁内部の監督組織等、幾多を行してなされているのであります。が、われくは特に不羈独立の機関たる会計検査院の検査に期待するところが大いにあります。

以上申し上げましたところは、本委員会の審議におきまして、各委員諸君が特に強調されて政府に要望いたしました事柄であります。政府並びに会計検査院当局におかれましては、予算執行の適正化と、会計経理の公正なる処理によりて国費の有効なる支出をはかられるよう努力せられんことを期待いたるものであります。

決算委員会は、五月九日をもつて大事件に対する質疑を終了いたしまして、二十一日に至り、自由党渕委員より、本決算に対して会計検査院指摘の処理不當を得ないもの七百六十件について、それく政府に対し将来の注意と善導とを促すとともに、他の事項についても異議がないものとすべき旨の動議が提出されました。

続いて討論に入り、渕委員の動議に対して、自由党三宅委員より賛成、進党畠山委員、社会党熊本委員より反対の趣旨の御発言があつたのであります。

次いで採決に入りましたが、多数もつて自由党渕委員の動議の通り認定いたしました次第であります。

○議長（林謙治君） 起立多數。よつて本件は委員長報告の通り決しました。

○福永倶司君 日程第二及び第三は延期されんことを望みます。

○議長（林謙治君） 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林謙治君） 御異議なしと認めます。よつて日程第二及び第三は延期するに決しました。

第四 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案 提出（議長（林謙治君）提出）

○議長（林謙治君） 日程第四、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案を改正する法律案（淺利三朗君外二十五名提出）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「第四條」を「第四條及び第五條第一項」に改める。

第六條第一項に改める。

〔賛成者起立〕

○議長（林謙治君） 採決いたします。

本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上御報告を終ります。（拍手）

第四 公共土木施設災害復旧事業
費困賊負担法の一部を改正する
法律案(淺利三朗君外二十五名
提出)
○議長(林謙治君) 日程第四、公共
土木施設災害復旧事業費困賊負担法の
一部を改正する法律案を議題といたし
す。委員長の報告を求めます。建設
員瀬戸山三男君。

に規定する災害復旧事業の事業費の額を二〇〇%を超えるものとする。」を削る。

第四條第四項を削る。

第六條第一項第一号を次のように改める。

一 一箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五條第二項の市(以下「指定市」という。)(都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わっているものを含む。)に係るものにあつては十五万円に市(指定市を除く。以下同じ。)町村(市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。)に係るものにあつては十萬円に満たないもの

第八條第二項中「(超過事業費に相当する部分を除く。)」を削る。

第九條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村に対して、政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の権限を行わせることができることを認める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日以後発生した災害に關し適用する。

2 公共土木施設災害復旧事業費国

國會の開催に際しては、この議題が議論され、その結果、本法案は衆議院で可決され、参議院でも可決された。このため、昭和二十六年三月三十日、内閣は本法案を公布した。この法律は、主として、災害復旧事業費の決定、災害復旧事業費の負担金の全部又は一部の交付、災害復旧事業費の支拂いの方法等について規定している。

官報 (号外)

出獄の取消をすることができない。

6 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第一項の決定をした後、保護觀察の停止の理由がなかったことが明らかとなつたときは、直ちに、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならぬ。

7 前項の規定により、第一項の決定が取り消されたときは、さかのばつて、同項の決定はなかつたものとみなす。

第四十四條第三項中「刑事訴訟法」(昭和二十三年法律第二百三十一号)を「刑事訴訟法」に改める。

第四十五條を次のように改める。
(留置)

第四十五條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第四十一條第二項の引致状により引致された者に

つゝ、第四十三條の申請又は仮出獄の取消をするために審理を行う必要があると認めるときは、審理を開始する旨の決定をすることができる。

2 前項の決定があつたときは、引致

致状により引致された者は、引致後十日以内、監獄若しくは少年保護鑑別所又はその他の適当な施設に留置することができる。但し、その期間中であつても、留置の必要がないときは、直ちにこれを放しなければならない。

3 仮退院中の者につき前項の期間内に第四十三條の申請がなされたときは、同項の規定にかかる必要がないときは、直ちにこれを放しなければならない。

4 この申請につき裁判所から決

定の通知があるまで、繼續して留

置することができる。但し、留置の期間は通じて二十日を超えること

とができない。

4 仮出獄中の者が第二項の規定により留置されたときは、その留置

の日数は、仮出獄が取り消された場合においても、刑期に算入す

る。

5 第一項の決定は、急速を要するときは、地方少年委員会又は地方成人委員会の一人の委員であることができる。

第五十五條の次に次の一條を加える。

(決定の告知)
第五十五條の二 中央委員会、地方少年委員会又は地方成人委員会の決定は、本人に告知することによつて、その効力を生ずる。

2 前項の告知は、決定を本人に言

い渡し、又は決定書の謄本若しく

は抄本を相当と認める方法で本人に送付して、行うものとする。

3 本人が在監者又は在院者である場合において、決定書の謄本又は抄本を監獄又は少年院の長に送付したときは、本人に対する送付がしたものとみなす。

4 決定書の謄本又は抄本を、第三十四條第二項の規定により本人が居住すべき場所に宛てて、書留郵便に付して発送した場合においては、その発送の日から五日を経過した日に本人に対する送付があつたものとみなす。

5 第一項の引致状による引致は、引致の二に改める。

第二十九條の改正規定の前に次のようによつて加える。

目次中「第四十二條」を「第四十二

条の二」と改める。

6 第二項の引致状による引致は、

又は警察吏員に行わせることで

きる。

4 第四十五條第三項の改正規定中「同項」を「同項本文」に改める。

第五十六條中「前條」を「第五十五條」に改める。

附則第一項中「昭和二十七年五月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項中「同條第一項」を「改前との同條第二項」に、「同條」を「改前との同條」に改める。

3 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のようにより改める。

第一條第三項中「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十号)第四十五條の引致状」を「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十号)第四十五條の引致状」に改める。

2 第一條第三項中「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十号)第四十五條の引致状」を「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十号)第四十五條の引致状」に改める。

1 第二條第三項中「同條第一項」を「改前との同條第二項」に、「同條」を「改前との同條」に改める。

5 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三百号)の一部を

二十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

2 裁判所侮辱に係る事件は、

その裁判所が審判する。

3 裁判所は、監置場に留置する。

4 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

5 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

6 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

7 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

8 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

9 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

10 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

11 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

12 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

13 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

14 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

15 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

16 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

17 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

18 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

19 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

20 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

21 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

22 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

23 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

24 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

25 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

26 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

27 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

28 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

29 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

30 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

31 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

32 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

33 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

34 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

35 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

36 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

37 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

38 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

39 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

40 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

41 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

42 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

43 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

44 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

45 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

46 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

47 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

48 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

49 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

50 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

び第四十一條の二の規定」に改め

る。

51 第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規

定を「第三十九條、第四十條及

2 前條第一項の収容状による抑留は、前項の規定の適用について、では、監置の裁判の執行とみなす。
3 第一項の規定による補償については、無罪の裁判を受けた者の補償に関する刑事補償法（昭和十五年法律第一号）の規定を適用する。補償決定の公示についても同様である。

附則第三項を次のよう改める。

3 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のよう改正する。

第六條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第一号）により確實に処せられた者に関する事項

〔佐瀬昌三君登壇〕
〔最終号の附録に掲載〕

告書
田嶋好文君外四名提出 に關する報

○佐瀬昌三君 大だいま議題となりました犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

今回の改正のおもなる点は、第一に、現行法上いわゆる仮釈放は、原則として本人との面接を必要條件としておりますのを、裁量によりまして面接を省略して行い得ることいたし、もつて取扱いに彈力性を持たせようとするのであります。第二に、現行法上いわゆる引致は、仮出獄中の者だけに

が、保護觀察に付されている者に対するものであります。ましても、所在不明となつた場合、あるいは呼出しをして本人が応じない場合は、裁判官の発する引致状によつて引致し得るよう改訂しようとするものであります。第三に、現行法上改めて若干の改正をいたさんとしたために、仮出獄の停止に関する規定は簡略に過ぎますので、これを保護觀察の停止に改めるとともに、その停止の取消しについて若干の改正をいたさんといたします。第四に、現行法上引致された者の留置の対象は仮出獄中の者だけに限られておりますが、仮退院中の者に対しましても審理のため留置の必要がありますので、これに応じ得るよう改定しようとするものであります。以上が本案提出の要旨であります。

委員会から警察官または警察史員に依頼して引致を行わせるのが適当である旨の答弁があつたのであります。

次いで、自由党から修正の動議が提出されたのであります。その修正案に依る内容は、右質疑にありました通り、第四十一條第五項のいわゆる引致は原則として保護観察官に行わせる趣旨に改めること及び施行期日を本年五月一日とあるのを公布の日と改めるほか、字句、條文について若干の整理をいたしましたのであります。

かくて、質疑を終了し、討論省略の上、採決に入り、まず修正案に対する採決をいたした結果、日本共産党を除く多数をもつて可決された次第でああります。次いで修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、また日本共産党を除く多数をもつて可決され、かくして本案は修正議決された次第でああります。

次に裁判所侮辱制裁法案について御報告申し上げます。

また裁判所がとつた措置に従はず。その他の裁判所の威信を害する行状を言ふのでありますして、この裁判所侮辱をした者に対し百日以下の監禁または五万円以下の過料を科そうとするものであり、従つて、これはいわゆる刑罰ではなく、行政罰もしくは秩序罰といわれるものに該当するものであります。さらに普通の刑事件と異なる点は、検察官の起訴を待たずして、裁判官がみずから発意に基いてその制裁手続を開始できることが認められてゐるのであります。以上が本案の要旨であります。

さて、法務委員会におきましては、去る第十国会中、才なわち昭和二十六年五月七日、本法案が付託されるや、同月二十七日公聽会を開きましたが、反対論の最もなるものは、第一に、アメリカの裁判所侮辱は、日米の社会の事情と裁判所の伝統を異にし、日本の裁判所にただちにこれを移すことではきない。第二に、すでに裁判所法中に審判妨害罪の規定があるから、これを活用すればよろしい。第三に、いわゆる不告不理の原則と裁判官除斥主義等は裁判所の公正を維持する支柱であるが、この法案はこれと矛盾しておるというような点でありました。

その後、第十一国会及び第十二国会と總統審議をなし、社会事情の推移を展望いたし、法案内容の検討を続けて来ましたところ、第十三国会に入り、修正すべきものとの結論に達し、去る六月六日、自由党及び改進党の共同提案をもつて修正案が提出されたのであります。

この修正案の内容は、第一に、題名を変更して法廷等の秩序維持に関する

法律案と改め、かつ内容を修正いたし、本法案の性格を、裁判所の威信保持とともに、法廷内外の秩序紊乱に対する対策立法と見ること、第一、制裁を軽くし、監置は二十日間以内とし、過料は三万円以下とすること、第三、裁判に関する裁判等につき除斥期間を設けること、第四に、制裁に関する裁判の取消しがあつた場合には、刑事補償法を準用して救済の道を開くこと等であります。

次いで採決に入りましたところ、修正案及び修正部分を除く原案は賛成起立可決された次第であります。かくして裁判所侮辱制裁法案は修正議決された次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(林讓治君) 討論の通告があります。これを許します。加藤充君。

〔加藤充君登壇〕

○加藤充君 日本共産党は、まず裁判所侮辱制裁法案に絶対反対するものであります。

諸君、何人も裁判を受ける権利を奪われないということは、裁判所の権威を規定したものではありません。国民の基本的人権の最もからざることを制度的に現わしたものであります。裁判官は断じて一般国民よりも上位の権威を有するものではありません。裁判の対審及び判決は公開廷で行ふ、政治犯罪、出版に関する犯罪または国民の権利が問題になつておる事件の対審は常に公開しなければならないということは、裁判は国民に対して責任を持つたねばならないことを明確に規定したものであります。

元来、公共の福祉あるいは公共の治安などという空漠、卑劣な言葉によつて人権を蹂躪したり制限したりすることは許されないことがあります。政府がそのことをやるならば、国民は何どきでもその政府を変更し、または廢止し、新政府を樹立する権利を有することは自明の理である。国民党は專制と压迫に對抗する権利を有し、その最後の手段として政府に反逆する権利を有しております。しかし、人民廣場の愛国行進に対して鬼畜のごとく発砲し、数百名を殺傷した。續いて、数千人に対する不法不當な取調べ、検挙、搜獄を強行した。しかも、その勾留理由の開示が裁判所の狂暴な充國ファシズムの進行に對して鬼畜のごとく発砲したことをおそれたためであります。(相手)

吉田政府とその一味は、日本を米国との軍事植民地につくりかえた講和、安保両條約を承認した。行政協定によつて米軍に強大な権利、権力、機能を與え、歴史上その比を見ざるがごとき屈辱的治外法権を認めさせられたではないか。そうして、アメリカ軍事による日本の永久占領、日本の再軍備、日本を基地とする侵略戦争、ファシズムの復活等の反国民的政策を強行するためは、実に充國政府吉田が、この充國戦争、反動政治を恥知らずに強行しているところにあるのであります。

警察官、検事、予審判事どもが、彼

らのいう職務執行に際して、国民を拷問による不当な自白を採用間にかけ、生命を奪い、あるいは越権、法律違反を敢行したことは、公知の事実である。それを見て見ぬふりをしておる。人権の歴史は権力との徹底的な抗争の歴史であつたことを知るべきであります。しかし、人民廣場の愛国行進に対して鬼畜のごとく発砲し、數百名を殺傷した。續いて、数千人に対する不法不當な取調べ、検挙、搜獄を強行した。しかも、その勾留理由の開示が裁判所の狂暴な充國ファシズムの進行に對して鬼畜のごとく発砲したことをおそれたためであります。(相手)

特に高級裁判官は戦争時代からの判事であり、戦後新任の判事のうちに最も最も反動、残忍な旧植民地の判事、検事の横すべり者どもが相当多數含まれております。現在、判事の大部分、特に高級裁判官は戦争時代からの判事であり、戦後新任の判事のうちに最も最も反動、残忍な旧植民地の判事、検事の横すべり者どもが相当多數含まれております。現在最高裁判所長官田中耕太郎は、彼の本質は依然温存、懲戒、施行されさせております。現在、判事の大部分、特に高級裁判官は戦争時代からの判事であり、戦後新任の判事のうちに最も最も反動、残忍な旧植民地の判事、検事の横すべり者どもが相当多數含まれております。現在最高裁判所長官田中耕太郎は、彼の本質は依然温存、懲戒、施行されさせております。

○議長(林謙治君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(林謙治君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長の報告通り決議するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。

○議長(林謙治君) 法律案(内閣提出、參議院送付) 第七、図書館法の一部を改正する法律案を議題といいます。委員長の報告を求めます。

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(林謙治君) 本院議長林謙治殿、佐藤尙武

○議長(林謙治君) 本院議長林謙治殿、佐藤尚武

○議長(林謙治君) 本院議長林謙治殿、佐藤尙武

○議長(林謙治君) 本院議長林謙治殿、佐藤尚武

○議長(林謙治君) 本院議長林謙治殿、佐藤尙武

○議長(林謙治

さて、本案は、去る三月十七日、予備審査のため本委員会に付託となり、十九日政府から提案理由の説明を聽取いたしまして、同月二十八日、各委員からきわめて熱心なる質疑がなされ、政府より、またこれに対し懇切なる応答がございました。

かくて、六月六日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

○謹長(林謹治君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告通り決するに賛成の諸者の起立を求めました。

○謹長(林謹治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。

第八条 中華民国との平和條約の締結について承認を求めるの件

○謹長(林謹治君) 日程第八、中華民国との平和條約の締結について承認を求めるの件を謹議いたします。委員長の報告を求めてます。外務委員長仲内謹治君。

中華民国との平和條約の締結について承認を求めるの件

日本國及び中華民国は、民間航空の地理的の近さとにかんがみ、善隣關係を相互に希望することを考慮し、その共通の福祉の増進並びに國際の平和及び安全の維持のための緊密な協力が重要であることを思い、両者の間の戦争状態の存在の結果として生じた諸問題の解決の必要を認め、

平和條約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本國政府 河田 烈
中華民国大統領 葉 公超

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸條を協定した。

第一條

日本國と中華民国との間の戦争状態は、この條約が効力を生ずる日に終了する。

第二條

日本國は、千九百五十一年九月八日にアメリカ合衆国とのサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約(以下「サン・フランシスコ條約」という)第二條に基き、台灣及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される。

第三條

日本國は、千九百五十一年九月八日にアメリカ合衆国とのサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約(以下「サン・フランシスコ條約」という)第二條に基き、台灣及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される。

第四條

日本國は、サン・フランシスコ條約第十條の規定に基き、千九百一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附屬書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利益及び特権を含む中國におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附屬書、書簡及び文書を日本國に關して廢棄することに同意したことが承認される。

第五條

日本國は、サン・フランシスコ條約第十條の規定に基き、千九百一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附屬書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利益及び特権を含む中國におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附屬書、書簡及び文書を日本國に關して廢棄することに同意したことが承認される。

第六條

日本國及び中華民国は、相互の関係において、國際連合憲章第一條の原則を指針とするものとする。

第七條

日本國及び中華民国は、貿易、海運その他の通商の關係を安定した且

日本國及び中華民国は、民間航空の地理的の近さとにかんがみ、善隣關係を相互に希望することを考慮し、その共通の福祉の増進並びに國際の平和及び安全の維持のための緊密な協力が重要であることを思い、両者の間の戦争状態の存在の結果として生じた諸問題の解決の必要を認め、

平和條約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本國政府 河田 烈
中華民国大統領 葉 公超

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸條を協定した。

第八條

日本國及び中華民国は、民間航空の地理的の近さとにかんがみ、善隣關係を相互に希望することを考慮し、その共通の福祉の増進並びに國際の平和及び安全の維持のための緊密な協力が重要であることを思い、両者の間の戦争状態の存在の結果として生じた諸問題の解決の必要を認め、

第九條

日本國及び中華民国は、公海上における漁業の規制又は飼育並びに漁業の保存及び發展を規定する協定をで

第十條

日本國及び中華民国は、公海上における漁業の規制又は飼育並びに漁業の保存及び發展を規定する協定をで

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

第二十四條

第二十五條

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條

第三十八條

第三十九條

第四十條

第四十一條

第四十二條

第四十三條

第四十四條

第四十五條

第四十六條

第四十七條

第四十八條

第四十九條

第五十條

第五十一條

第五十二條

第五十三條

第五十四條

第五十五條

第五十六條

第五十七條

第五十八條

第五十九條

第六十條

第六十一條

第六十二條

第六十三條

第六十四條

第六十五條

第六十六條

第六十七條

第六十八條

第六十九條

第七十條

第七十一條

第七十二條

第七十三條

第七十四條

第七十五條

第七十六條

第七十七條

第七十八條

第七十九條

第八十條

第八十一條

第八十二條

第八十三條

第八十四條

第八十五條

第八十六條

第八十七條

第八十八條

第八十九條

第九十條

第九十一條

第九十二條

第九十三條

第九十四條

第九十五條

第九十六條

第九十七條

第九十八條

第九十九條

第一百條

第一百一十條

第一百一十一條

第一百一十二條

第一百一十三條

第一百一十四條

第一百一十五條

第一百一十六條

第一百一十七條

第一百一十八條

第一百一十九條

第一百二十條

第一百二十一條

第一百二十二條

第一百二十三條

第一百二十四條

第一百二十五條

第一百二十六條

第一百二十七條

第一百二十八條

第一百二十九條

第一百三十條

第一百三十一條

第一百三十二條

第一百三十三條

第一百三十四條

第一百三十五條

第一百三十六條

第一百三十七條

第一百三十八條

第一百三十九條

第一百四十條

第一百四十一條

第一百四十二條

第一百四十三條

第一百四十四條

第一百四十五條

第一百四十六條

第一百四十七條

第一百四十八條

第一百四十九條

昭和二十七年六月七日
米英印会議第五十一号

(b) 中華民国は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ條約第十四條

(a) に基き日本国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄する。

(c) サン・フランシスコ條約第十一条及び第十八條は、この條約の第十一條の実施から除外する。

2 日本国と中華民国との間の通商及び航海は、次の取扱によつて規律する。

(a) 各当事國は、相互に他の当事国の国民、產品及び船舶に対して、次の待遇を與える。

(I) 貨物の輸出及び輸入に対する貨物の輸出及び輸入に対する關稅、課金、制限その他の規制に関する最惠國待遇。

(II) 海運、航海及び輸入貨物に関する最惠國待遇並びに自然人及び法人並びにその利益に関する最惠國待遇。この待遇には、税金の賦課及び徵收、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財產權(無体財産に關するものを除く)の参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動(金融、保險を含む)活動及び一方の当事國がその国民にもつぱり留保する活動を除く)の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(b) 前記の(a)に明記する財產權、法人への参加並びに事業活動に定める取扱は、この條件が

動及び職業活動の遂行に関するものとし、一方の当事國が他方の当事

国に対し最惠國待遇を與えることが、實質的に内国民待遇を與えることとなるときは、いつでも、この当事國は、他の当事國

が最惠國待遇に基き與える待遇よりも有利な待遇を與える義務を負わない。

(c) 政府の商業的國外における売買は、商業的考慮にのみ基づるものとする。

(d) この取扱の適用上、次のとおり了解する。

(I) 中華民国の船舶には、台灣及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、又は今後施行する法令に基づき登録されたすべての船舶を含むものとみなす。また、中華民国の產品には、台灣及び澎湖諸島を原産地とするすべての產品を含むものとみなす。

(II) 差別的措置であつて、それを適用する当事國の通商條約に通常規定されている例外に基くもの、その当事國の對外的財政状態若しくは國際收支を保護する必要に基くもの(海運及び航海に関するもの)の参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動(金融、保險を含む)活動及び一方の当事國がその国民にもつぱり留保する活動を除く)の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(III) 中国の船舶は、台灣及び澎湖諸島を原産地とするすべての產品を含むものとみなす。

(IV) 中国の船舶は、台灣及び澎湖諸島を原産地とするすべての產品を含むものとみなす。

(V) 中国の船舶は、台灣及び澎湖諸島を原産地とするすべての產品を含むものとみなす。

(VI) 中国の船舶は、台灣及び澎湖諸島を原産地とするすべての產品を含むものとみなす。

(VII) 中国の船舶は、台灣及び澎湖諸島を原産地とするすべての產品を含むものとみなす。

(VIII) 中国の船舶は、台灣及び澎湖諸島を原産地とするすべての產品を含むものとみなす。

本項に定める取扱は、この條件が

効力を生ずる日から一年間効力を有する。

昭和二十七年四月二十八日(中華民国の四十一年四月二十八日及び一千九百五十二年四月二十八日に相当する)に台北で、本書二通を作成した。

河田烈 葉公超

河田烈 葉公超

交換公文

第一号

書簡をもつて啓上いたします。本

署名された日本国と中華民国との間の平和條約に関して、本全権委員は、本國政府に代つて、この條約の條項が、中華民国に適用される旨のわれわれの間で達した了解に言及する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記の了解を確認されれば幸であります。

本全権委員は、貴全権委員の書簡に掲げられた了解を確認する光榮を有します。

以上を申し進めるのに際しまして、本全権委員は、貴全権委員に向つて敬意を表します。

本日署名された日本国と中華民国との間の平和條約に関するものとし、全権委員は、本國政府に代つて、この條約の條項が、中華民国に適用されることは、中國民政府の支配下に現にあり、又は今後入るべきである旨のわれわれの間で達した了解に言及する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記の了解を確認されれば幸であります。

本全権委員は、日本国と中華民

國との間の平和條約第八條において予見される協定が締結されるまでの間、サン・フランシスコ條約の関係規定が適用されるという本

國政府の了解を申し述べる光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことが日本國政府の了解であります。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことを確認されることを要請する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことを確認されることを要請する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことを確認されることを要請する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことを確認されることを要請する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことを確認されることを要請する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことを確認することを要請する光榮を有します。

千九百五十二年四月二十八日台北において
(葉公超)

日本国全権委員河田烈 葉公超

第二号

書簡をもつて啓上いたします。本

署名された日本国と中華民国との間の平和條約に關して、本全権委員は、本國政府に代つて、この條約の條項が、中華民国に適用されることは、中國民政府の支配下に現にあり、又は今後入るべきである旨のわれわれの間で達した了解に言及する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記の了解を確認されれば幸であります。

本全権委員は、日本国と中華民

國との間の平和條約第八條において予見される協定が締結されるまでの間、サン・フランシスコ條約の関係規定が適用されるといふ本

國政府の了解を申し述べる光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことを確認されることを要請する光榮を有します。

本全権委員は、貴全権委員が前記のことを確認することを要請する光榮を有します。

13

る光榮を有します。これらの請求権は、サン・フランスコ條約が締結される前に、連合国最高司令官及び日本國政府を一方とし中華民国政府を他方とする交渉の主題となつていました。よつて、この交渉を繼續し、且つ、これらの請求権を本日署名された日本國と中華民国との間の平和條約の相当規定に關係なく解決することを提議いたします。

本全權委員は、貴全權委員が、中華民国政府に代つて、前記の提案を受諾することを表示されれば幸であります。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて敬意を表します。

一千九百五十二年四月二十八日台北において

(河田烈)

中華民國全權委員葉公超殿
書簡をもつて啓上いたしました。本日署名された中華民国と日本國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本日付の貴全權委員の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本國政府に代つて、一千九百四十五年九月二日以後に中華民国の當局がだ捕し、又は抑留した日本國の漁船に關する日本國の請求権に言及する光榮を有します。これらの請求権は、サン・フランシスコ條約が締結された日本國最高司令官及び日本國政府を一方とし中華民国政府を他方とする交渉の主題となつていて、

した。よつて、この交渉を繼續せしめし、且つ、これらの請求権を本日署名された日本と中華民国との間の平和條約の相当規定に關係なく解決することを提議いたしました。

本全権委員は、貴全権委員が、中華民国政府に代つて、前記の提案を受諾することを表示されれば幸であります。

本全権委員は、本国政府に代つて、前記の提案を受諾することを表示する光榮を有します。

以上を申し進めるのに際しまして、本全権委員は、貴全権委員に向つて、重ねて敬意を表します。

一千九百五十二年四月二十八日台北において

(葉公超)

日本国全権委員河田烈賀

○仲内憲治君答覆

中華民国との平和條約の締結について承認を求める件に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

〔仲内憲治君答覆〕

及びボーダム宣言の当事国であるに
かかわらず、種々の事情によりサン・コ
ランシスコ平和條約の当事国となるに
至らなかつたのであります。これが原
め、たとえば同條約の規定によつて、
わが國が権利を放棄した台灣及び澎湖
諸島との關係においても、これを現に
支配する中華民国との間の平和關係が
回復されるに至らず、双方の間に種々
の不都合を生じておるのであります。
よつて、政府は、昨年十二月二十四日
の吉田・ダレス書簡において、中華民
國政府が希望するならば、なるべく大
みやかに同政府との間に、サン・フラン
シスコ條約に示された諸原則に従つ
て、正常な關係を再開する條約を締結す
る用意があるといふ意図を明らかに
しており、またさうに本年二月十六日
に、中華民国政府と戰争状態を終り
し、正常關係を再開するための條約を
締結するため、台北に全權委員を派遣
し、約二箇月半にわたる交渉の結果、
四月二十八日、平和條約が両國全權委
員によつて署名調印されたのであります。
す。

原則としてサンフランシスコ條約第十四回の相当規定に従うこととし、特に本件に別段の規定あるものはこれによることとしたこと。

三、サンフランシスコ條約第十四回(a)1において、我が國は当該連合国に対して役務賠償を提供すべきことをしているが、中華民国はその利益を発的に放棄したこと。

四、サンフランシスコ條約第十二回の戦争犯罪人に關する規定は特に適用除外することとした結果、中華民国の關係の戦争犯罪人につき、その釈放の他の措置はまつたく日本國政府の中にさかざれることとなつたこと。

五、両国はなるべくすみやかに通航海條約を締結することを約し、また本條約効力発生後一年間の通商航海に関する双務的最惠國待遇につきとりめを結んだこと。

六、両国はなるべくすみやかに民航空運送に関する協定及び公海上における漁業に関する協定を締結すること約したこと。

七、台湾及び澎湖諸島にある日本及び国民の財産等の處理並びに日本における中華民国の當局及び住民の財産等の處理は両国間で特別とりめ行うこととしたこと。

八、いわゆる台湾難民で中華民国籍を有する者は中国の国民として取扱われることとし、無国籍者ができる都合を除去したこと。

九、大いで、委員と政府當局との間に誠な質疑応答が行われ、まず委員ら、台湾及び澎湖諸島は蒙港條約によれば日本の帰属を離れたのであるが、これに対するには連合國間で特約定の帰属とするには連合國間で

定することになつており、今日までいたるに、最終的決定を見ておらないのであるから、これをただちに中華民国領土と見ることはできないのではないか。これかつ現に中国本土の支配を失つておる中華民国は、わが国と條約を結ぶ権限ありや等の質問がありましたが、これに対する、政府当局としては、中華民国政府は台湾及び澎湖諸島を現に支配しており、かつ中国政府として諸外国からも承認され、現在國際連合において中國の議席、發言權及び投票權を有し、その他の國際條約にも加入しておるのであるから、その支配しておる領域に限り適用される條約を結ぶのは最も常識的であり、現実の事態に即した措置であると考えられる。第一次世界大戰以後、國際法の原則や慣例も非常に動いており、これに類似する事例も少くない。ことに日本にある多數の台灣出身の人々は、何らかの措置を講じなければ無国籍人となつて、取扱い上にも不都合となる等の事情もあるとの答弁がありました。また、日本と台灣との間の貿易の状況についての委員の質問に対して、政府側から、昨年の統計によれば、輸出では機械類、化学肥料、鐵雜品等四千七百万ドル、輸入では砂糖、米、塩等五千七百万ドル、合計一億ドル程度であつた。本條約締結の結果、貿易は一層増進されることを期待しております。本年は輸出入各七千万ドル、合計一億四千万ドルには上る見込みであるとの説明がありました。

政府当局に対する質疑終了の後討論に入り、それへ先を代表して、自由党の佐々木委員、改進党の並木委員から養成の意見、日本社会党の戸叶委員、日本共产党の林委員、日本社会党

農民黨の黒田委員から反対の意見が述べられ、討論を終り、採決の結果、本委員会は多數をもつて本件を承認すべきものと議決した次第であります。右報告を申し上げます。(拍手) ○議長(林謹治君) これより討論に入ります。戸叶里子君。

〔戸叶里子君登壇〕

○戸叶里子君 私は、ただいま上程されました日華條約に対して、社会党を代表して反対するものであります。以下、その反対の理由を申し述べます。

わが国は、サン・ブランシスコ平和條約第二條⁽¹⁾において、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したのであります。しかししながら、その後台湾及び澎湖島の帰属は、いまだに明確に決定づけられておりません。ただ、はつきりしていることは、この地域を国民政府が現実に支配しているといふ事実であります。その国民政府は、かつてのことく、名実ともに中華民国全体を支配している主權者ではなく、中国の本土は人民共和国政府が支配することとなつておられます。従つて、今日中國においては、現実的に所属の明確化されていない台湾、澎湖島を支配している中華民國政府との二つの政府が存在しているわけであります。吉田首相は、十二月四日にダレス氏に書簡を送り、わが国は中共政權と二国間協約を締結する意思のないといふことをはつきり述べております。もちろん、今日の場合、台湾、澎湖島の支配者と現実的調整を行ふことは、あるいは必要とされるでありますよ」といふが、しかしながら、それだからといへ

て、政府の締結した日華條約のようないつてもたらされた悪影響の方が多いといふことは信じられません。日華條約を締結したことよりも、日華條約の締結による條約に反対せざるを得ないのであります。

まず第一に、條約を結んだ相手方なる国民政府に対する政府の認識がきわめて曖昧模糊としているのであります。岡崎外務大臣のこときは、戰時中に英國政府が亡命政權と條約を結んだ例があるとの例を引いてこれを弁護し、次にこれを失言なりとして取消し、そして国民政府の憤激を買つた事実であるのであります。岡崎外相は、この條約はダレス氏にあてた吉田書簡の趣旨によつてつくられたものであり、中華民国政府は國連に代表者を出しており、一般に認められた政府であるから、その意味で條約文を作成したと主張しております。しかし、はたして中華民国政府が中国の正統な政府であるとして世界各国が認めているかどうかを調べてみますに、本年度一月十七日の朝日新聞によつてもわかりますように、国民政府を承認している国は十八箇国であり、中共承認の国が二十六箇国となつていて、中共承認の方がはるかに多く、アジアの諸国はほとんど中共政權を承認しているのであります。このことは、中共承認の方がよいとか悪いとかの問題ではなく、その國々の立場から検討して適當と思われる方法をとつていることを示しております。

ことになつたのであります。従つて、
わが国においては、あらゆる角度から
検討した上、中国全体と友好関係を結
ぶよう、慎重な態度で努力を拂うこと
が必要であります。それにががわら
ず、吉田書簡においては、中共を説誘
し、将来中共との国交調節をわざく
苦しむものであります。

また岡崎外相は、外交の基本原則の
一つに善隣友好の原則を述べられまし
たが、この論理を進めて行くならば、
当然政府は、人民共和国政府との間に
も、これと並行して條約を締結しなけ
ればならないと思うのであります。戰
時中ならば、他国から侵略されて領土
を失つた亡命政権との條約ということ
も考えられますか、台灣の国民政府が
いわゆる亡命政権でないにしても、か
つての領土の支配権を喪失し、現実的
には單に所属未決定の台灣、澎湖島の諸
島の支配を行つてゐる際に、これと日
華條約を締結することは、日華條約の本
質的価値を捨て去り、あたかも亡命
政権的性格を持つた政府と條約を締結
したかのごとき感を一般に抱かせてお
ります。これでは、日華條約そのもの
の眞の意味における權威を失うことに
なると思うのであります。政府が種々
考慮の上、この條約を作成されたとい
う條約の條文は、いたずらに政府の苦
慮と煩悶がその中にじみ出しているに
すぎなく、何人といえども日華條約の
内容をすなおに了解しがたいのであり
ますが、このことは、この條約の一十

書簡において、「日本政府は、究極に樹立することを希望するものであります。」と、日華條約に対する考え方を述べておりますが、この日華條約によって、中国との間に全面的な政治的平和及び通商關係を樹立することは何人も考えられないであります。中国の取扱いの困難さは、米英両国との會談においても、人民共和政府と国民政府とのいすれを選ぶべきかの問題で議論が対立し、中国の二つの政府のいすれを選ぶべきかに対しても、前に述べた通り、その選択権を日本政府にゆだねたほどであります。しかるに、吉田首相は、国会にこれを相談し、輿論にこれを語ることなく、独斷で国民政府を選び、あまつさえ、ダレス書簡においては中共政府を説教しているのであります。この態度は、明らかに中国における国民政府のみに加担し、中共を敵視したことの意味するのであります。少くとも一国における主権の確立は、その國における人民の帰属によつて定むべきであります。日本が放棄した台湾、澎湖島の帰属のことときは、台湾人民の自由にして公正なる人民投票によつてその所屬を決定するなり、あるいはその人民の意思によつて独立を敢行するなりすべきでありまして、外来權力が人為的にこれを支配し、ゆがむべきではありません。かかるに、日本政府が、従来の行きがかりを理由として、一方的な独善的選択によつてこの條約を結んだことは、軽率のそしりを免れないでありますよ。(拍手)

地位を確立するとともに努力をおこなつべきではないのは、自立經濟の確立であります。日華條約といいながらも、この條約は台灣及び澎湖島の支配者との條約にすぎないのであります。が、それによつて、通商その他においていかなる利益を收めることができることを、かきわけて疑問であります。戰前、日本と台灣との取引においては、米、砂糖がそのおもなるものでありました。が、その生産は減じ、大陸よりの多量の亡命者の移住によつて、日本が期待するがごとき米の輸入は困難であり、砂糖のごときも、コストの面からいつて、他国との競争には耐えられないであります。現現在のところ、日華條約の継続によつて日本の經濟利益を促進させるための材料は、ほとんど見当らないのであります。

これと比較して、中共との貿易を開するようになるとの声は國民の輿論となつておるのであります。日本産業復興委員会の上に、中共貿易は万難を排して進めなければならないとき、吉田内閣は、中共貿易は楽觀を許さずとか、またこれを期待してはならないといふような態度で、中共貿易の打開に熱意を示しておられません。政府與黨のごときは、英國が中共を承認していくのにもかかわらず、先般香港より商社が引揚げを行なへざるを得なかつたことをみて、中共承認は英國労働黨の外交的失敗などと非難しておりますが、これは中國の実情並びに英国外交の実能を知らざることはなはだしいものであります。(拍手)

中共政府は、戦後の混亂から建設段階に入るので、従つて計画經濟を行い、國家貿易を行なうに至るや、旧來の英國その

更多資訊請參閱《中華人民共和國憲法》第35條。

15

他の帝国主義的貿易政策が清算を要請せられることは当然のことであり、もはや中国を植民地として搾取するがごとき貿易行為は成り立たなくなつたのであります。そこで、同片戦争以来の香港を牙城としての英國の帝国主義的貿易商の總引揚げとなつたのであります。今日では、英國の貿易業者並びに英國の政府は、イーデン外相すら、よく中國における事態の変化を了承して、中共貿易の打開に奔走しているのが現実であります。日本政府のことなく、手をこまね、徳川時代の鎖国主義外交のよくなばかけた態度をもつて、隣国との關係を切断している點をなすは、世界の各国から、むしろ奇異の眼をもつて見られるであります。日本（拍手）このよくなやり方では、日本の自立經濟の確立はきわめて困難であるといわざるを得ないのです。

以上述べたように、中國本土を含むない條約は、日本と中國との關係の善隣友好を阻害し、ひいてはアジアの不安を醸成するものであり、さらに經濟的提携の促進を阻止するものであります。このことは、すなわち今後の日本との外交の基本たるべきアジアの平和と外交的措置が日本外交の基調なりとの海外からの疑惑をも防がなければなりません。私たちは、民族百年の計に根ざし、民衆の輿論を背景に、眞の國民外交を樹立しなければなりません。それには、かかるあいまい不明朗な、自主性のない秘密外交の生んだ暗黒型兒、日華條約には反対せざるを得ません。

以上をもつて私の反対討論を終ります。(拍手)

中華民国は、日本と交渉した連合政府、四大国の一つでありましたが、現在は台湾、澎湖島に施政を行う中華民国政府との二つの政権が一つの主権を争つておるのであります。そうして、中華民国政府に対しましては、アメリカが初め自由主義国家連合等三十七箇国が承認を與えておるのに對し、中共政権を承認するものは、ソ連並びにその共产党主義陣営を初め、イギリス、インドその他を合せて二十六箇国という、きわめて複雑微妙なる国際關係の実情にかんがみ、サンフランシスコにおける対日和平會議には中國代表の招請を見なかつたのであります。そして、二つの中国のいづれを選んで講和條約を締結するかは、もつばら日本の自主的決定にゆだねられたのであります。しかば、この二つの中国のいづれを選択するかの問題であります。私は、今ここに、中共政権との講和がいかに実現困難なものであるかを申し述べてみたいと思うのであります。

す。満州事変以来、二十箇年間の久しきにわたつて、日本軍は大陸を完膚なきまでに蹂躪し、その間、日本は中國国民に対して莫大なる損害を與えたのにもかかわらず、戦い終つた蒋介石主席は、暴に報いるに暴をもつてせず、（拍手）おられまする実情は、留守家族や遺族たちとともに、われ／＼国民のひとしく痛嘆にたえざることころであります。中共には、日本に対する敵意こそあれ、友情の一片とても発見することはできないのであります。

一部左翼主義政党並びに国民の間には、中共貿易の必要性をことさらによく評価ないし宣伝し、従つて中共政権との講和締結を主張する者がありますが、しかし、中共との講和締結が今日の國際關係においてほとんど不可能であることは、たゞいま申し述べた通りであります。かりに百歩を譲つて、中共との講和が現状のもとにおいて実現したと仮定いたしましても、はたして彼らの希望することき貿易、通商が期待されるかどうかは、まことに疑いなしきを得ないのであります。

一九三六年、すなわち支那事変前における、当時の満州国をも含めた大陸全域と我が國との貿易比率は、日本の輸出入総額に対し、輸出におきまして二四・四%であり、また輸出入においてはわざかに一四・三%にすぎないのであります。しかもこの割合は、ただいま申しましたごとく、日本の実質的支配下にあり、そしてまた大陸留

易の大部分を占めておりました満洲国をも含めたものであります。それで、なおかつ当時の東南アジア地域との貿易比率には、はるかに及ばなかったのであります。

この事実によつて見まするも、今日中共政権の支配下にある大陸地域とわが国との貿易は、かりに何らの障害なく再開し得たいたしましたとしても、それがわが国の対外貿易統額において占める割合はきわめて少きものであることはいうまでもないであります。

しかも、一面におきましては、すでに申し述べましたごとく中ソ軍事同盟があり、そして日本が彼らの仮想敵国である限りにおいて、日本側の希望するとき貿易の実現を期し得ないことはもちろんであります。他方におきましてはペトル法あり、自由主義国家陣営の一員たる日本が果すべき役割を考えまするならば、手放しの中共貿易楽観論のごときは、まったく個人の白日夢か、しからざれば謀略宣伝以外の何ものでもないのです。(拍手)

特に私は、この際、イギリスが過去二百年の長きにわたる對華商權と三億ボンドの権益を放棄して中共地域からその絶引揚げを余儀なくされた事實を指摘しなければなりません。共産主義國家との經濟提携が、現下の國際情勢のもとににおいてはいかに困難なものであり、利害矛盾するものであるかということにつきましては、イギリス国内においても強い反対論があつたにもかからず、三年前、當時の労働党政府は、あえて中共政権の承認を施行いたしましたのであります。しかし、在華権益を擁護せんとして中共承認の媚態があえて送つたイギリスが、その反対結果

付としてもたらされたものは在華商權に対する侵犯なき圧迫であり、遂には全面的引揚げをすら行わざるを得ぬ破局に追い込まれたのであります。このイギリス労働党が味わつた中共政策失敗の苦き経験は、昨今わが国における共産主義に対する甘い見方から、中共貿易論や対ソ經濟接近論に身をやつしておられますする社会主义者やその同調者たちに對し、まことに教訓を生きた教訓といわなければなりません。(拍手)

しかも、中共政權は、國際連合によつて侵略國として非難されておる。その結果、國際連合は、すでに中共に対して、ある種の經濟的制裁の措置をとつておるのであります。日本は、サン・フランシスコ平和條約第五條におきまして、國際連合が憲章に従つてとるべきなる行動についても國際連合にあらゆる援助を與え、かつ、國際連合が防止行動または虐制行動をとる國に対しても援助の供與を慎むことを確約いたしておるのであります。この平和條約並びに國際連合憲章の規定から考えましても、中共が今日のことを侵略行為を放棄して、眞の平和愛好國家とならざる限り、日本との經濟提携の樹立が不可能なことはいふまでもないのです。

それのみならず、吉田首相がダレス大使に送つた書簡に明らかにしておりますごとく、日本の憲法制度や議会政治を暴力をもつて転覆せんとする日本共産党的陰謀を中共政府が援助しつつあると信すべき幾多の理由が歴然たる今日、日本国民として、もし一片の愛國心だにあるなれば、中共政權との平和條約締結の意思なきことは、も

会議員は全部逮捕投獄して、戒嚴令をし
くことによつて、朝鮮のすみつこの釜
山で、ようやく自分の命だけを保つて
いる状態ではあります。主人が主
人なら、しもべもしもべであります。
この運命が、やがて吉田政府とその一
味の運命であることを、自由党の諸
君、よく知つておきたまえ。

○議長(林謙治君) 先刻の林君の発言の中、不穏な言辞があるならば、速記録を取調べの上、適当の処置をとることいたします。

〔山本利壽君登壇〕

(号外)

よりほかにしかたがないのであります。五・一メーデー、五・三〇デモ、続いて本日から行われる第三波ゼネストは、この革命ののろしであることを、諸君は十分知るべきであります。五月一日メーデー、三百万人の反抗は、やがて八千万の全国民の吉田内閣打倒、民族解放、民主政府樹立の革命のあらしと怒濤となつて諸君を押しつぶしてしまつてありますよ。吉田茂、蔣介石、李承晚、このアジアの戦争屋どもは、近い日に、その主人であるアメリカから

は、これ以外に選ぶべき道はないのであります。日支事變以來、大東亜戦争へかけて、わが國が相手として戰つたのは蒋介石政権であり、この国民政府は、将来わが國が加盟せんとする国際連合にあつて、現に正式の発言権を持つておるのであります。政府機関そのものは、共産軍によつて台湾に拘い込まれるのやむなきに至つております。けれども、われくは、今日でもなお中國本土においては、多數の民衆は必ずしも共産主義政治を喜ばず、国民政府を支持しているものと信じ、これらの諸点を総合勘案いたしまして、本條約

日本は、立法院の一員として当然の職責ではあると信ずるのであります。

今回の條約が、昨年秋サンフランシスコで締結されました講和條約と一緒に、その関係を持つておりますことは明白な事実でありまして、講和会議の結果、はつきりと自由国家群に加盟した我が國、ことに向米一辺倒と呼ばれてゐる吉田内閣の外交といたしまして、

ありまして、その結果、二本の二本の線が日本に一任されたのであります。選択権を與えられたからには、わが國独自の考え方で決定してよろしいのであって、そのいずれを相手国として定めましても、英國や米国にさしつされて選択したという感じを何人にも與えてはならないのです。独立後最初の平和條約をあくまでも自立的に行つたという感じを與え得るなら

訪日となつたことは、は然たる事実であります。そこで、わが政府は、あわてふためいて、ダレス氏あての書簡を出したことは、世界周知の事実であります。これがため、日華平和條約は、日本独自の発意というよりも、アメリカの圧力によるかのことを印象を與えたことは、まことに遺憾千万であります。

次に、わが政府は、今回の條約締結

ら心からなる友情をもつて講話をも男
られ、その反対に、ソ連を中心とする
共産主義国家群からは強き反撃を受け
たのであります。しかも、米国を中心
とする国連軍は現在朝鮮において血を
流して戦つており、米国とわが国とは
安全保障協約を結んでおる間柄であり
ます。かく考えるときには、わが政府の
國際場裡において処する道はただ一筋
であり、明確に運命づけられておるの

に賛成の態度を決定いたしましたのであります。(拍手)しかしながら、今回の條約締結にあたつての吉田内閣の外交折衝ぶりは拙劣そのものでありまして、十四箇條よりなる條約文は作成いたしましたけれども、その過程においては、国民政府側の憤慨を貰い、中共政府を不必要に刺激し、さらに米国にさえ多大の疑惑を抱かしめたと聞くのであります。

昨年九月に行われたサンフランシスコ会議に、中国代表として中共政府を招くか、国民党政府を招くかということが、連合国間、ことに米英両国間ににおいてもその意見は一致しなかつたのであります。その結果、二者いずれを選ぶかは日本に一任されたのであります。選択権を與えられたからには、わが国独自の考え方で決定してよろしいのであって、そのいずれを相手国として定めましても、英國や米国にさしつされて選択したという感じを何人にも與えてはならないのであります。独立後最初の平和條約をあくまで自立的に行つたという感じを與え得るならば、わが国民の喜びと誇りは急激に高揚されたでありますようし、相手国も、日本国民の心からの選択によつて平和條約を結んだとなれば、その感激も一段と深かつたに違いないと思うのであります。しかるに、昨年十一月十四日、吉田首相は、アメリカの誤解を解くために、ダレス大使あて書簡を送り、結局は国民政府と平和條約を結ぶ意向のあることを述べたのであります。米国の誤解を解くとは、よりもなさず、吉田内閣をして、ただ一筋しきりに對してまでアメリカの疑惑を受けていたということであり、外

の地図を示すものといわなければなりません。昨年十月、本院において講和條約審議會が開催され、その際、一議員より指摘されましたように、當時定員九十八名の米國上院議員の中でも五十六名ですが、日本と中華民国との間に正式な外交關係の結ばれる事実、及び日本が国民政府を條約の加入者としなければ、講和條約に対しても反対であるとの意思を表明しました。田内閣は、依然として首腦兩端をして、態度を明白にしなかつたのであります。それがダレス氏の第三回目の訪日となつたことは歴然たる事實であります。そこで、わが政府は、あわがためいて、ダレス氏あての書簡を送りましたことは、世界周知の事実であります。これがため、日華平和條約は、あくまでも本独自の発意というよりも、アメリカの圧力によるかのごとき印象を與えましたことは、まことに遺憾千万であります。

は、現国民党政府を領土を持たざる而用であると極印を押して、中国本土の反共的大衆の前に国民党政府の權威を輕からしめたことは、有害無益の処置といわなければなりません。蒋介石政権を法的にて命政権であるかのごとき感じ與え、實質的にも一地方政権にすぎないような扱いをしたことには、反対に中共政権が中国本土を完全に支配しておるというふうに認めたことであつて、これでは、わが国の政府は、国民党政府を支持しようとするのか、反対に中共政府の實力を宣伝しているのかわからぬといわなければなりません。

わが國は、米国を初め自由國家群から心からなる友情をもつて講和を與えられ、その反対に、ソ連を中心とする共産主義国家群からは強き反撃を受けたのであります。しかも、米国を中心とする国連軍は、現在朝鮮において血を流して戦つており、米国とわが國とは安全保険條約を結んでおる關係であります。かく考えるときには、わが政府の國際場裡において處する道はただ一筋であり、明確に運命づけられておるものもないであります。吉田政府が、いかにソ連または中共政府に對して秋波を送つたとて、それはこつけい以外の何ものでもないであります。中国四億五千万人の民衆の中に、日本国との提携を望む者は、現在のところ国民党とその支持者のほかにはありません。しかるに、吉田外交のなすところは常に明確を欠き、曖昧模様として、敵味方とともにその判断に苦しむことが多いのであります。今回の場合においても、吉田政権は将友としてあくまで援助するという態勢

としては、共産党の暴力によつて政府機關を一時台湾に移さざるを得なかつたけれども、中国本土の民衆の心は自分たちの方にあると考えておるのであります。わが政府が国民政府と條約を結ぶからには、この立場を十分に理解し、支持して、台湾政府を鼓舞するとともに、彼らと一緒に行動して、中国本土における民衆の心をわが方に引きつけるのでなければ、吉田政府のやる外交としては意味がないのであります。

○議長(林譲治君) 申合せ時間がありますから、簡単にお願いいたします。

○山本利高君(続) 私は、ここに、政治の関係と通商航海との問には、一応の伸縮性のあることを十分認めるものでありますから、簡単に申します。

歴史的に、かような例は多数あるのであります。一国の独立ということには、その國の經濟の運営が自主的になされることは、大変大切であります。独立後の日本の海外通商政策は、世界の政治経済情勢、とりわけアジアの政治経済情勢に対する正確な理解の上に立てられなければなりません。われわれは、原料資源の輸入先及び工業製品の輸出市場としてのアシア大陸を忘れる事はありません。戦争と侵略による大東亜共同開拓は過去のものとして、アシア諸国との通商政策は、わが國の經濟自立に重要な要素であります。しかるに、現政府におきましては、何ら一貫したる自立政策も善隣外交もなく、中共貿易については無用に偏狭な態度をとつて、業者の活動意欲を阻害しているかに見えるのは、いかがなものでありますようか。

○議長(林謙治君) 黒田壽男君。
〔黒田壽男君登壇〕
○黒田壽男君 私は、労働者農民党を代表いたしまして、日華條約の承認に反対をいたします。
他の議員諸君によりまして、政治的及び経済的見地からの反対論が十分に展開されておりますので、私はこの見地からする立論は省略いたします。そして、他の議員諸君によつて述べられたかった点につきまして、若干私の本條約不承認の理由を明らかにしてみたまといえます。(拍手)
第一の反対理由は、この日華條約は日本と中国との間の二国間の條約ではあり得ない、従つてこの條約を日本と中国との平和條約として承認することはできない、というものが、わが党の見解であります。日華條約は、サンフランシスコ平和條約の諸原則に従つて締結せられ、その内容も、條約の本文について申しますれば、サンフランシスコ條約中の当該事項を取扱つた條文にならつて作成せられておりますから、特別に取上げて論議の対象にしなければならないほどのものではないのであります。この條約の特異点、サンフランシスコ條約に比べてみると特に著しい特徴をなしておると思われます点は、むしろ譲定書や交換公文の中に現われておりますのであります。今日は、時間の関係

第一号交換公文の中では、この條項の
條項は、中華民国に対しても、中華民
國の支配下に現にあり、また今後入る
すべての領域に適用があるということ
を、両国政府によりまして合意せられ
た事項として、特に明らかにしてある
のであります。そして、外務省の説明
書は、現に中華民国の支配下にある領
域としては台湾及び澎湖島があると解
説をしておるのであります。すなわ
ち、中国本土が現実に中華民国の支配
下にないことは、両政府ともこれを認
めておるのであります。また、今後支
配下に入る領域というその地域が中国
本土をねらつておるということも、常
識上当然にそう解釈されるところであ
ります。しかし、未来のことははかり
知ることはできません。いわんや、中国
本土が再びあの腐敗した蔣介石政権の
支配下に置かれることを予想すること
は、現下の情勢からいたしましては、
非常識の一つに属すると私は考えるの
であります。これを要するに、中国の
本土が現実に中華民国の支配下にない
こと、台灣、澎湖諸島のみが現実の支
配下にあるにすぎないこと、従つて、
この條約の條項は台湾及び澎湖島に適
用せられるにすぎず、中国本土に適用
せられるものでないと、ということを明ら
かであると私は考えます。

華條約は、交換公文書第一号で明らかにせられておりますように、その條項は、台灣及び澎湖諸島に適用せられるにすぎません。中國本土に適用せられるものでは現実にはないのです。この事実は、いかなる政治的見解をとる者も認めないわけには行きません。そこで、この條約は、中國本土その他いかなる中國領土に適用される條約でもないのでありますから、従つて、他の何らかの契約であるといったしまして、中國と日本との二国間の條約でないということだけは、私は明々白々であります。(拍手)従つて、私はどうも、このよろんなものを日本と中国との平和條約として認めるということは断じてできないのです。

おるといううにすぎません。ただこれだけはの領土でないこの地域に適用せられる條約を他の国と締結する権限は私はないと思います。もし、そのようなことが許されるとしますならば、それは国際法を無視し、人民の意思を無視して、軍事力をもつて既成事實をつくり上げられるとということになつて、これは法的に行きさなれば、それが法的に認められる大原則に反するのであります。(拍手)繰返して言へば、中華民国国民政府は、いわゆる中華民国なる國の領土でないところの台灣及び澎湖島は適用せられる條約と締結する権限はないものになりますから、かような條約をかりに締結してみましても、これは補約として締結せられたようなもので、日本国民の常識のある判断といたしまして承認することはできないのです。

そこで、これを要するに、この條約は中國との平和條約でもありません。

台灣、澎湖諸島に適用せられる條約ではないと思う。一体、それでは何であるか。これを考えてみなければならぬ。要するに、單なる蔣介石グループという独裁的、非近代的、軍閥的政治権、それは今ではいわゆる殘存政権に落ちぶれてしまつておる。自分でひとり立ちできません。ようやく他の国の援助によつて、からうじて生存を続けておりますところの一地方政権、この政権との何らかの約束であるといふ

(拍手)国家と國家との條約として、国会の承認を求め得られるような、気のきいた條約では断じてない。(拍手)私はどもは、国会の権威のために、このよくなみじめな約束を承認することはできないのです。

はや蔣介石政権によつて支那を掌握するに至つたのであります。イギリスのごとき健全なる意識を持つものは、その政体の好ましいと、好ましくないにかかわらず、とにかく現実に中国の本土を支配し、中国の人民が支持しておるその政権を中国の政権と認めるよりはかないと見ておる。しかるに、日本の支配階級は今度はこの政権を排斥して、

蔣介石政権を、またもや、これが中国の政権であると認めようとしておるのである。日本の支配階級は、繰返し繰返し、何という間違つたことばかりやり返し、二二六と云ふと思ふ。こういう政府に

○謹要(林謙治君) 日程第九 同上
合の特権及び免除に関する国際連合と
日本國との間の協定の締結について承
認を求めるの件、日程第十、一千九百二
十八年十二月十四日にシニネーヴで署
名された經濟統計に関する國際條約、
議定書及び附屬書並びに一千九百二十八

千九百一十八年十二月十四日にシ
ニネーヴで署名された經濟統計に関する國際條約、議定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジユネーヴで署名された經濟統計に関する國際條約を改正する議定書及び附屬書の締結について、日本国

兩條約案件は、いずれも五月十三日に本委員会に付託されましたので、本委員会は数回にわたり慎重に審議を進めましたが、その審議の内容について外務省より御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕
次に、第二の案件について申し上げます。まず一九二八年の經濟統計に關する國際條約及び議定書の成立についてであります。この條約及び議定書は、一九二八年、國際連盟主催のもと

第九 國際連合の特權及び免則に
関する國際連合と日本國との間
の協定の締結について承認を求
めるの件

国際連合の構成及びその運営上
際連合と日本との間の協定の締結
について承認を求める件に関する
報告書

〔最終号の附録に掲載〕

千九百二十八年十二月十四日
ジユネーヴで署名された経済
計に關する國際條約、議定書
並びに千九百二十八年
十二月十四日にジユネーヴで
名された經濟統計に關する國
際條約を改正する議定書及び附
屬書並びに書の締結について承
認を求める件に関する報告書

〔仲内憲伯君登壇〕
○仲内憲伯君登壇
した、國際連合の特權及び免除する國際連合と日本國との間の協
結について承認を求めるの件、
二十八年十二月十四日にジュネ
署名された經濟統計に関する
約、議定書及び附屬書並びに
十八年十二月十四日にジュネ
名された經濟統計に関する國
改正する議定書及び附屬書の
いて承認を求めるの件の二條

際連合加盟国の代表者及び同機構の職員に対し、国際連合憲章第百四條及び第一百五條に従つて、国際連合の目的達成のために運行及び国際連合の特権及び免除を與え必要とみなされる特権及び免除を與えることにいたしまして、国際連合の特権及び免除に関する條約を基準として、その一面が我が国が現在国連に加盟していないといふ現実を勘案して、政府は國際連合との間に協定案を妥結し、本年四月二十三日に仮調印の手続をとり、署名の日から効力を生ずることに繩結につきで署名を附すことを決定いたしました。

議長(林謙治君) これにて討論は終
いたしました。採決いたしました。本件は委員長報告
通り承認するに賛成の諸君の起立を
求めます。

の件
国際連合の特権及び免除に関する
国際連合と日本国との間の協定の締
結について、日本国憲法第七十三條基
第三号但書の規定に基き、国会の承
認を求める。
〔国際連合の特権及び免除に関する
国際連合と日本国との間の協定基
本は最終号の附録に掲載〕

附録に掲載

條は、国際連合並びに国際連合の任務及び国際連合の役員が国際連合の任務遂行及びその目的の達成に必要な特権及び免除を享有することを規定しております。わが国は、いまだ国際連合に加盟いたしてはおりませんが、国際連合の目的を促進するために協力することを希望し、日本國の領域において、何時たるかを問わず、所属の諸機関によつて代表されている国際連合並びに日

つては、不幸になるのは日本の国民だけであります。繰返して言う。間違つた中国対策ばかりやつておる。その大きな間違いの一つを今までやつておりますところのこの吉田内閣の外交政策に基く中華條約に対しましては、私どもは断じてこれを承認することができ

れた経済統計に関する国際協定を訂立する識定書及び附属書の締結についての承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を始めます。外務委員長専内審査局。

き。国会の承認を求める。
〔千九百二十八年十二月十四日〕
ジユネーヴで署名された経済統一
に関する国際條約、議定書及び
附属書並びに千九百二十八年十二月
十四日にジユネーヴで署名され
経済統計に関する国際條約を改

たします。
両案件は、いずれも政府提出の案件でありますので、政府当局の説明と本委員会における審議の経過に基きまして、両案件の概要を申し上げることいたしました。
まず第一の案件について申し上げますと、国際連合憲章第百四條、第百五

去第七十三條第三号但書の規定に基

は、これを委員会議録に記ることとする。

卷之三

卷之三

にジユネーヴで開催された經濟統計に関する國際會議で成立したものでありまして、同條約は、その第十四條の規定に基いて一九三〇年十二月十四日に定められ、現在の当事国は二十八箇國となりつてゐる所以あります。わが政府は、經濟統計の分野における國際協力を積極的に遂行するため同條約に加盟することに決定いたしましたが、批准を得ないままに今日まで過ぎて來たのであります。

次に一九二八年の經濟統計に関する國際條約は、國際連盟に一定の義務及び任務を與えていたのであります。が、一九四八年の條約が解体されましたために、これららの義務及び任務を國際連合に與える目的で作成された改正議定書が、一九四八年十二月九日、パリにおいて関係各國によつて署名され、同日その第五條の規定に基き効力を生じておるのあります。また附屬書に掲げられた改正議定書の当時國となつた一九五〇年十月九日に効力を生じておるのであります。しかし、本改正議定書の當時國は現在の十七箇國となつております。わが國は、この條約の当事國となることによつて、一定種類の經濟統計の國際的、統一的方針による作成及び発表並びに締約國間における交換といふ國際協力に参加するとともに、関係各國の經濟統計入手することができるので利益があるとのことがあげられております。わが國は、平和條約署名に際し行つた宣言中に、本條約に加入する意思を明らかにしておりますので、今回すでに署名した一九二八年の條約を批准し、かつ一九四八年の改正議定書を受諾するこ

(外) 報

とによつてその責めを果し得るわけであります。

政府當局に対する同案件についての

質疑終了後、第一に、國際連合の特權

及び免除に関する國際連合と日本國との間の協定の締結について承認を求める件を議題となし、討論、採決の結果、賛成者多數をもつて本委員会は本件を承認することに決定いたしました。

第二に、一千九百二十八年十二月十四日にジユネーヴで署名された經濟統計に関する國際條約、議定書及び附屬書並びに一千九百二十八年十一月十四日にジユネーヴで署名された經濟統計に関する國際條約を改正する議定書及び附

属書の締結について承認を求めるの件を議題となし、討論、採決の結果、本委員会は賛成者多數をもつて本件を承認することに決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) まず日程第九

につき採決いたします。本件は委員長

報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

次に日程第十につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

次に日程第十一につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第十二につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第十三につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第十四につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第十五につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第十六につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第十七につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第十八につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第十九につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第二十につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第二十一につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第二十二につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第二十三につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

次に日程第二十四につき採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(賛成者起立)

第十一 黃金管理法の一部を改正する法律案外一件
正する法律案(内閣提出、委議院送付)

第十二 緊要物資輸入基金特別会

計法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第十一、

黄金管理法の一部を改正する法律案、日程第十二、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案、右

兩案を括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大藏委員会理

事奥村又十郎君。

貴金属管理法の一部を改正する法律案

貴金属管理法(昭和二十五年法律

第百二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

用白金加金線その他」を削り、「売却した」を「割り当てる」に改め、同項を同條第五項とし、同條第十二項中「鉱業権」の下に「及び租鉱権」を加え、同項を同條第十四項とし、同條第七項を同條第九項とし、以下

第一項まで二項ずつ繰り下げ、同條に第六項から第八項までとして、

次のように加える。

(金地金の割当)
第九條 主務大臣は、前條第二項の金配分計画で定めた数量の範囲内で、第七條の規定により申請した者に対して割り当てる金地金の数量を決定して、主務省令で定める手続により、当該申請者に通知しなければならない。

主務大臣は、左に掲げる事項を参りやくして前項の決定をしなければならない。

一 用途が正当であるかどうか。

二 金地金の数量がその用途にあればならない。

三 金地金の割当を申請することができる。

四 金地金の割当を申請する者は、四半期ごとに受けようとする者は、四半期ごとに改める。

五 金地金の割当を申請する者は、四半期ごとに改める。

六 この法律において「金納入者」とは、第三條第一項若しくは第二項文に「金」に改める。

七 この法律において「加工用金売却業者」とは、第十七條の二第一項の規定による認可を受けて「金」を販売する事業者をいふ。

八 この法律において「加工用金売却業者」とは、第十七條の二第一項の規定による認可を受けて「金」を販売する事業者をいふ。

九 この法律において「金」に改める。

十 この法律において「金」に改める。

十一 この法律において「金」に改める。

十二 この法律において「金」に改める。

十三 この法律において「金」に改める。

十四 この法律において「金」に改める。

十五 この法律において「金」に改める。

十六 この法律において「金」に改める。

十七 この法律において「金」に改める。

十八 この法律において「金」に改める。

十九 この法律において「金」に改める。

二十 この法律において「金」に改める。

二十一 この法律において「金」に改める。

二十二 この法律において「金」に改める。

二十三 この法律において「金」に改める。

二十四 この法律において「金」に改める。

二十五 この法律において「金」に改める。

二十六 この法律において「金」に改める。

二十七 この法律において「金」に改める。

二十八 この法律において「金」に改める。

二十九 この法律において「金」に改める。

三十 この法律において「金」に改める。

三十一 この法律において「金」に改める。

三十二 この法律において「金」に改める。

三十三 この法律において「金」に改める。

三十四 この法律において「金」に改める。

三十五 この法律において「金」に改める。

三十六 この法律において「金」に改める。

三十七 この法律において「金」に改める。

三十八 この法律において「金」に改める。

三十九 この法律において「金」に改める。

四十 この法律において「金」に改める。

四十一 この法律において「金」に改める。

四十二 この法律において「金」に改める。

四十三 この法律において「金」に改める。

四十四 この法律において「金」に改める。

四十五 この法律において「金」に改める。

四十六 この法律において「金」に改める。

四十七 この法律において「金」に改める。

四十八 この法律において「金」に改める。

四十九 この法律において「金」に改める。

五十 この法律において「金」に改める。

五十一 この法律において「金」に改める。

五十二 この法律において「金」に改める。

五十三 この法律において「金」に改める。

二号中「金地金その他の」を削り、同條第七項中「第四項」を「第五項」に、六項までを一項ずつ繰り下げる。同條第八項とし、同條第四項から第六項まで改め、同項を「第五項」を「第六項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を合を含む。」を加え、同條第三項中「金地金その他の」を削り、同條第七項中「第四項」を「第五項」に、六項までを一項ずつ繰り下げる。同條第八項とし、同條第四項から第六項まで改め、同項を「第五項」を「第六項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を行に必要な限度において、主務官は、令で定めるところにより、歯科医療者から報告を徴することができることとする。

八條^を第十七條の二第二項又は第十八條^に、「を充却しなかつた」を「又は金地金を充却しなかつた」に改め、同号を同條第三号とし、同條第四項を第十九條の四第五項に、「第十六條^を第十七條の二第二項又は第十八條^を第十七條の二第二項又は第十八條^に改め、同條第二号中「第一項又は第四項」を「第一項又は第四項」に改め、同條第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同條第四号中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十六條第一号中「第九條第六項」を「第十九條の四第五項」に、「第十一條^を第十二條^に改め、同條第二号中「第一項又は第四項」を「第一項又は第四項」に改め、同條第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同條第四号中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十八條中「貴金属地金、歯科用貴金属地金又は金地金」を「金地金又は歯科用金地金」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に改正前の貴金属管理法（以下「旧法」という。）第七條の規定により主務大臣に於て政府の所有に係る金地金の買取の申請をし、且つ、この法律施行の際當該申請に係る金地金について旧法第九條第一項の規定による通知を受けていない者は、改正後の金管理法（以下「新法」という。）第七條の規定により主務大臣に対して金地金を金需要者に対して旧法第三号とみなす。

3 政府は、この法律施行の日から二箇月以内で政令で定める日までの間は、新法第九條の二第二項の規定にかかるらず、その所有に係る金地金を金需要者に対して旧法第三号とみなす。

第十條の規定により主務大臣が定めた価格で売却するものとする。
4 この法律施行前に旧法第九條第一項の規定による通知を受けた者で当該通知に係る金地金を政府から買い受けていない者(この法律施行前に当該金地金を政府から買い受ける権利を失つてない者に限る)は、前項の規定の適用については、金需要者とみなす。
5 旧法第十四條第一項の規定により主務大臣の認可を受けた歯科用貴金属地金加工業者(歯科用金地金の加工について認可を受けた者に限る)又は旧法第十八條第一項の規定による都道府県知事の認可を受けた歯科用貴金属地金販売業者は、それぞれ、この法律施行の際、新法第十四條第一項の規定による歯科用金地金加工業についての主務大臣の認可又は新法第十八條第一項の規定による歯科用金地金販売業についての都道府県知事の認可を受けたものとみなす。
6 この法律施行前にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案
緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案
和二十六年法律第五十八号)の一項を次のように改正する。
第一條中「外國で生産された物資を必要とするもの」を「外國で生産された左の各号の一に該当する物資を必要とするもの」として、政府において取得することを緊要とするもの(以下「緊要物資」という。)に改め、同様に次の二号を加える。
一 國際條約、國際協定その他の國際的な取極に基いて日本国に当たりてられた物資
二 外國政府において輸出を統制している物資その他國際的に供給の不足している物資で、政府において取得しなければ輸入することが困難なもの又は政府において取得することを有利とするもの
第四條第一項中「政府においては緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書」を「緊要物資」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。
緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員會を設立した二法律案について、大蔵委員會を設立する。
〔最終号の附録に掲載〕

における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、貴金属管理法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、銀地金につきましては最近における需給の状況等にかんがみ、また白金族地金につきましては、別途成立いたしました國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律にゆだねることがむしろ適切であることにかんがみまして、これららの銀及び白金族地金に関する貴金属管理法による規制を撤廃いたしますとともに、一方、國際經濟上欠くことのできない金については、その生産を確保し、かつその増産をはかることが肝要でありますので、加工用のため政府所有の金地金を直接需要者に売却する現在の制度を改めまして、需要者に対しては従来通り割当を行ふこととしたしますが、その割当に見合う銀地金は、政府に金を納入した金融業者等に対しまして、それへの納入量に応じて売りもどした後、金銀業者等からこれをプレミアム付価格で需要者に売却することを認めることといたし、なおこれに伴いまして、加工用金売りさばき業者に関する所要の規定を設けようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る五月三十一日質疑を打切り、昨日、討論を省略の上、ただちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、従来緊要物資輸入基

渡し、担保に供し又は差し押さえる
ことができる。

第十二條 この法單によると、支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

(無料証明) する書類には、印紙税を課さない。

第十三條 実施機関の長又は給付を受けようとする者は、協力援助者の戸籍に関する戸籍事務をつか

さどる者又はその代理者に對して
無料で証明を請求することができ
る。

附 貞
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 見

警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案（川本末治君外八名提出）に関する報告書

〔最終章の監修に掲載〕

の河原伊三郎君　ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律につきまして、地方行政委員会に

おける審議の経過並びに結果の概要を
報告申し上げます。

まず最初に本法案の内容の概略を申上げたいと思います。そもそも政府

、政府の説明するところによります
ば、新憲法とともに自治法が施行せ
れ、より今年でちょうど満五年、時
たかもわが国が独立の日を迎えるこ
になりましたので、この機会におき
して、本法施行の既往の実績と、い

まだ脆弱の域を脱せぬわが地方自治の現状並びに独立後の新情勢とに深く用いをいたし、地方自治の基盤をいよいよ確実にするとともに、国民負担の軽減をはかり、さらに進んで地方自治の運営における不合理を是正して、地方自治に対する信頼の念を高めようとするにあるのであります。従いまして、本法案の内容は複雑かつ広範囲にわたる、また相当長期的な改正を含んでおりますが、改正の目標としては大よそ次のこととき主観点を持つておるのであります。

らないこととし、從來總理府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令によつて委任し、または負担させておつたものについては、この法律施行後一年以内に、法律についてでは必要な改正の措置をとらなければならないこととし、總理府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令については、法律に基く政令に改めなければならないこととして、地方自治の保障をさらに厚くすることとしたこと、さらに議員定数の定め方その他地方公共団体の組織についても、その組織及び運営の簡素化に努めつゝも、なお地方公共団体が自動的にこれを決定し得る建前を基本とすることに改めて、地方の自主性の確保をはかることができるよう配慮を加えたことなどなります。

関し、現在法律上必置の局が七、一部を除く六で、事實上は任意設置を含めて六八、いし十二の局や部が設けられている。人口段階別に最低四部、最高八部の基準を法定することに改め、都府県知事は条例で局や部の数を増減し、局部の名称または所掌事務を変更することができるとしたこと。

第二に、都道府県の副知事及び副局長並びに市の助役の設置を任意制で改め、選舉管理委員は都道府県及び大市にあつては四人、その他の市及び町村にあつては三人とし、四人の監査委員を置くことができる市は政令で決定する市に限ることとしたこと。

第三に、各種委員会の委員及び監査委員は非常勤を建前とするに止め、地方公共団体の長と委員会とのゆきかわ力關係に関する規定を整備して、委員会の事務局または先出機関等の簡素化に責しようとしたこと。

第四に、地方公共団体がその事務を共同処理し、もしくは他の地方公共団体に委託し、または行政機関もしくは職員等を共同設置することによって、その組織及び運営の簡素化及び能率化をはかることができるようにするため、新たに地方公共団体の協議会、地方公共団体の機関または職員の共同委託の方法等に改正を加えて、二重機構、三重行政の弊を排除し、大都市によつては、さらに特別区の性格、都区の間ににおける事務の配分、都区の関係の調整機能を廃止するほか、都についての公選制を改めることとする手続その他の規定を設けることとしたこと。

官 報 (号 外)

る技術、知識、経験等をもつて、できるだけ地方公共団体に協力する態勢を確立するため、主務大臣並びに都道府県知事及び都道府県の委員等に技術的な助言、勧告、情報提供等、非権力的な関與を認めたこととしたことでああります。

「以」が本提案の内容の一部である。
ですが、これらの改正点は、いずれもさ
きに行政事務の再配分に関して政府及
び国会に対してなされた地方行政調査委
員会の勧告の趣旨により、ある。ま
は政令諮詢委員会の答申または地方行
政簡素化本部における研究の成果等に
基き、政府当局が現段階において比較
的早急に実施すべき改正として立案
したものでありますて、爾余の地方制
度にわたる根本的改革に至りま
しては、近く設置せられることになつて
いる地方制度調査会の慎重な調査研
究をまつて立案しようとの意図を持つ
いるのであります。

さへ、本決策に手を貸す月二十二日、
地方行政委員会に付託せられたのであります。が、本委員会は、同月二十五日、岡野国務大臣から提案理由の説明を聽取、爾来一箇月余、ほとんど連日委員会を開き、委員と政府当局との間に熱心な質疑応答が行われ、その間、五月十九日には、東京都議会議長菊池義典君外十三人に及ぶ関係各界代表者、識経験者等を招いて公聴会を開き、同月二十三日には茨城県知事友末君外七人の地方公共団体の理事者及び議会のそれらの全国的代表者等を参考人として招致してその意見を聽取するなど、本法案の重要性にかんがみ、きめ細やかに審議を重ねたのであります。審議の過程における質疑応答

て政府は、今回の改正は、神戸委員会並びに政令諮詢委員会を参考にすると同時に、地方の行政簡素化ということを主題として立案したもので、この地方の行政簡素化ということに非常に重点が置かれており、政府としては、あくまでも市町村を基礎として、民主主義の基盤たる自治行政の完全なる発展を期してるのであって、ただ地方政府の組織及び運営を独立後のわが国の現状に即応せしめ、合理化し、これによつて地方自治運営の不合理、不経済等に名をかりて地方自治に対する不信の声の舌頭するのを避けようとしたものである旨の答弁があつたのであります。

る政府が地方に干渉がましい、いわゆる機構いじりをなすべきではないとの議論、及びこれとは反対に、現在の府県庁の機構は頭が大き過ぎ、末端が貧弱であるような情景を呈しているからである。従属的な縮小を行う必要があると考えるが、政府は何ゆえこれを强行規定としなかつたかとの説があつたのです。ですが、政府はこれに対し、現在の実情は、府県の大小や財政、産業等には大体同じような部局を持つており、現行法の必置部局制と任意部局制では、

係において、直轄制を採用するか否か、はいかがであるか、また、この点に関連して、特別区の性格ははたしていかなるものであるか、区長の任命制はやがて府県知事の任命制につながるものではなくなるものではなかつて、都と区との関連において、都民の自治行政などの段階において行なはせようとするのか、区民が区長に親しみを持つて初めてよい自治政治が行なわれるるのであるから区長は公選制が望ましく、また事務能率の向上、行政の省素化のためにも、現在の区を自治区と認め、できるだけ区民に近接することを区に委譲することが望ましい。さるに進んで、将来府県制を根本的に検討する場合には、特別区は、現行自治

この改正も憲法に違反するものではない、特別区の性格は自治区ではあるが、基礎的な特別区の性格は自治区ではあるが、基礎的、普遍的な地方公共団体ではなく、制限された権能を持つ特別な地方団体である、沿革や現実から見て、もとより單なる行政区ではないが、さりとて、これに一切の権限を大幅に與えて完全自治区の方向に進めるとは、能率的にも、財政的にも、大都市の一体性から見てとり得ないところである。また区長任命制は、特別市の市長や都道府県知事の任命制とは何のかかわりもないことであつて、特別市は、本来一般の市よりもさらに強い権限を持つた市であり、府県とともに基礎的

論議の詳細は、複雑多岐にわたりますので、すべて会議録についてごらんを願うこととし、ここには論議の中心となりました若干の点について御報告いたすことにとどめたいと存じます。
まず第一に、総括的質疑といったしまして、今回の改正案を大観するとき、政府の将来における自治行政に対する

第一條のいわゆる転居地方公共団体がわくをはずして、むしろ普通地方公共団体に組みかえた方がよいとの論議があつたのであります。
政府は、これらの問題に対し、次の
ような見解を明らかにしました。まず
憲法問題については、憲法がその長の
直接選挙制を要求しているのは、都道
府県、市町村のごとき普遍的、基礎的
に適合させ、一面簡便化するので、これを改
法律に掲げ、その決
を尊重してこれを任
て、自己の都道府県
に簡素化するか、あ
か、また能率化する
できるだけ各地方団
に決定せしめるよう
に決定せしめるよう

卷之三

卷之三

23

昭和二十七年六月七日 衆議院会議録

あります。最後に、今後の自治行政の展望に関する問題として、現在地方行政において大きな部分を占める委任事務については、その相当分量はむしろ固有事務に移して、自治行政の対象とした方が民主主義の建前上よいのではないか、また今回の改正では単に議員の定数減や機構の縮小が考えられているが、地方団体が真に自主的に自己の責任において事務を執行するには、どうしても財政的に責任を持ち得る形式が必要である。現行の平衡交付金あるいは地方税制、さらには起債等の取扱いは自主的運営の余地が非常に少いから、われわれの負担といふものと、地方団体の機構といふものとの関連性をもつと明確ならしめる必要がある。また国と市町村との中間機関としての府県の性格をいかに考えるか等の論に対しましては、政府は、できるだけ地方に対する委任事務を制圧して、委任でなければ性質上できないもののみを残し、地方に委譲し得るものは全部その固有事務に順次まかせて行きたい、今回の改正法案において、地方に委任されいるようなものを全部別表に掲げて、自治法上に総括的に明示し、今後は国会の定める法律によらなければ地方に事務を委任されないとしたのもその趣旨であること、また自治行政における財政との関連は、單に地方税のみならず、国税との関係もあり、平衡交付金その他地方制度の全般については、これを総合的に検討すべきであり、府県

のあり方と道州制、市町村の適正規模等、これら問題の一切はあげて地方制度調査会にまつべく、その目的のためにこの調査会を設置しようとするものであるとの答弁をいたしたのであります。

かくて、昨六月六日質疑を終了したのであります。が、本法案は、以上のように幾多の重要な問題点を含んでおりますので、審議の過程において、委員の間に本法案に対する修正の議が進められ、討論に先立ち、野村委員より、自由党、改進党の両党共同提案になる修正の動議が提案せられたのであります。修正案の内容は次の通りであります。

修正の第一点、地方議会制度に関するいたしましては、まず議員の基準定員に関する改正規定を削除して、議員定員数は現行通りとする。但し、都道府県の議会の議員の定数についても、條例をもつてこれを減少することができるることとするように改める。次に、通常会、臨時会に関する改正規定を改めて定例会と臨時会の現行制度を存続することとし、ただ定例会の開催回数は、現行の毎年六回以上招集を毎年四回招集に改めることとする。さらにこれに関連して、普通地方公共団体の長は、おそらく年度開始前、都道府県及び五大市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該年度予算を議会に提出するようになければならない旨を定める規定を新設する。

修正の第二点、都道府県における事務分掌の局部の制度に関するいたしましては、まず都の置くべき標準部局の中止主税局、港務局の二局を加え、それ

なお、特別区が現に有する競馬法第一條の規定は引き続きその効力を有するものとするため、競馬法の適用については、当分の間、市は特別区を含むものとする旨日本法案附則の改正條項を改める。
その他の字句の整理等法文の整備を行ふ。

右の修正案について趣旨の弁明があつたり、次いで門司委員より、日本社会民主党、日本社会党第二十三控室及び社会民主党的三党共同提案になる修正案が提案され、その趣旨弁明があつたのであります。が、その内容は次の通りであります。

一、市の整置分合をしようとするとき、都道府県知事は、内閣總理大臣に、あらかじめ協議をしなければならないことにしようと第七條の改正規定を改めて、この協議を要しないものとする。

二、所属未定地の編入に関する内閣の処分権を定めた第七條の二の改正規定を削除する。

三、市町村の規模の適正化をはかるための都道府県知事の勅告権に関する第八條の二の改正規定を削除する。

四、市町村の境界に関する争論が停まつたは裁定によつて解決し、市町村の境界が確定した場合の効力の発生内閣總理大臣の告示にからしめて第九條第七項の改正規定及びこれ準用している第九條の二第六項の改規定中「及び第七項」を削る。

五、地方議会の議員の定数に関する第九十條、第九十一條の改正規定を改めて現行通りとする。但し、都道府の議会の議員についても條例をもつ

その数を減少することができる。六、地方議会の定例会及び臨時会に
関する第二百條の改正部分を削り現行
通りとする。
七、第一百五十九條の改正規定を改め
て、都の置くべき局として主税局と港
湾局の二を加え、道及び人口二百五十
万以上の府県に建築部を置くこととす
る。
八、特別市の行政区の選舉管理委員
会はこれを現行通り存置するため、第
二百七十條の改正に関する部分を削除
する。
九、特別区の区長の選任に関する部分
二百八十一條の二の改正に関する部分
を削る。
十、第二百八十二條の二として一條
を新設して、「都は、特別区の処理す
る業務に要する財源について、特別区
との協議により、充分な財源を確保で
きるよう財源措置を講じなければな
らない。」と定める。
十一、改正前の規定により設けた都
道府県の局部のうち、道における建築
部並びに府県における農地部、労働部
及び建築部については、なお従前の例
により存続させることができるものと
し、都道府県におけるその他の局部に
ついては、この法律施行の日から起算
して五月以内に限り、なお従前の例に
より存続させることができるものとす
るため、附則第七項をそのように改め
る。

(号外) 報官

由、改進両党の共同提案になる第一の修正案並びにこの修正部分を除く原案に賛成、第二の修正案には、第一の修正案と共に通する部分を除いて反対の意を表され、大矢委員は日本社会党を、八百板委員は日本社会党第二十三控室を、さらに大石委員は社会民主党をそれぞれ代表して、三党共同提案になる第二の修正案に賛成、これと一致する部分を除く第一の修正案に反対、従つて第一の修正案の修正部分を除く原案に反対の意を表されました。

次いで採決に入りましたが、まず二つの修正案の共通部分については賛成多数をもつて可決され、次にこの共通部分を除く第二の修正案は賛成少數をもつて否決されました。この共通部分を除く第一の修正案は賛成多数をもつて可決され、最後にすでに修正可決と議決せられた部分を除く原案は賛成多数をもつて否決されました。かくて本法案は修正議決すべきものと議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。

次に、ただいま議題となりました警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を報告いたします。

まことに、本法案を提出いたしました理由は、職務によらないで、国家地方警察会における審議の経過並びに結果の概要を報告いたします。

まことに、本法案を提出いたしました理由は、職務によらないで、国家地方警察会における審議の経過並びに結果の概要を報告いたします。

まことに、本法案を提出いたしました理由は、職務によらないで、国家地方警察会における審議の経過並びに結果の概要を報告いたします。

查同様ノルヲナシ死傷セシ者ノ弔祭扶助療治料支給方」によつて行われて来たのであります。が、この太政官達は、日本國憲法の施行に伴つてその効力を失うこととなつたのであります。現にそれにはかわるべきものではなく、警察官または警察吏員に協力援助して、そのため災害を受けても、それについての法的的救済方法が確定していないため統一を失いて、とかく紛糾をかもしやすく、その実効性を欠いているのです。そこで、これら警察官等に協力援助して、そのため災害を受けた者について、その本人及び遺族に対する公的な救済手段とする必要があると存ずるのであります。

次に、本法案の内容について簡単に説明いたします。この法案は、本文十三条及び附則一項からなつております。まず第一條は、この法律の目的について定めてあります。

第二條は、職務執行中の国家地方警察の警察官または市町村警察の警察吏員が援助を求めた場合、その他これに協力援助することが相当と認められる場合に、職務によらないで、当該警察官等の職務遂行に協力援助した者が、そのため災害を受けました場合に、国または地方公共団体がその療養その他の給付をする責めに任ずることを規定したものであります。

第三條は、給付を行ふ者について定めたのであります。すなわち、協力援助者が、一、国家地方警察の警察官に協力援助した場合、二、都道府県公安委員会の要求により援助をおもむいた自体警察の警察吏員に協力援助した場合

合、三、國家非常事態の布告のあつた際ににおいて、派遣を命ぜられて職務を執行する自治体警察の警察吏員に協力援助した場合には国が給付を行うこととし、二、三以外の場合における自治体公団体において給付を行ふことといたしたのであります。

第四條は、この法律に基き給付を実施する機関として、国が行うべき給付の実施機関は国家地方警察本部として、地方公団体が行うべき給付の実施機関は、当該地方公団体が條令で定めます。第五條は、給付の種類について規定していく定めであります。

第六條は、本法により國の行う給付の範囲、金額及び支給の方法その他給付に関する必要な事項は国家公務員災害補償法の規定を參照して政令で定めることがあります。

第七條においては、国または地方公団体が行う給付の範囲について、当該地方公団体がこの政令の規定に準じて条例で定めることとしたのであります。

第八條においては、この法律に基づく給付を行ふべきものとされたのであります。すなわち、協力援助者が、一、国家地方警察の警察官に協力援助した場合、二、都道府県公安委員会の要求により援助をおもむいた自体警察の警察吏員に協力援助した場合

の法律に基く給付の責めを免れるものとし、かつ第三者より損害賠償を受けるときは、その価額の限度においてこの給付の責めを免れるものとし、あわせて第三者に対する損害賠償の請求権の取得について規定したのであります。

次に第九條ないし第十三條においては、時効、給付を受ける権利の保護、非課税及び戸籍の無料証明について、他の災害補償の法律の規定に準じて本法に規定することとしたのであります。

最後に附則において、この法律の施行の日を公布の日から三月を経過した日からとしたのであります。

以上が本法の提出理由及びその内容の大要であります。

本法は、五月三十日、川本末治君外八名から衆法第五十六号として提出せられ、同日、本委員会に付託せられました。本委員会においては、六月一日委員会を開いて、提出者から法案提出の理由を聽取した上、引き続き質疑応答を行ひ、慎重審議の結果、六月六日質疑を行つて原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本健行君) 両案中、日程

第十三、地方自治法の一部を改正する法律案に対しては、門司亮君外五名か

ら成規により修正案が提出されてお

ります。この際修正案の趣旨弁明を許します。門司亮君。

〔本号の附録に掲載〕

〔門司亮君登壇〕

私は、日本社会党、さら

に日本社会党第二十三控室、労農党、

社会民主党、農民協同党、各党共同提

案になつております。だいま議題に

なりました地方自治法の一部改正に關

する法律案に対する修正案について説

明せんとするものであります。この法

案の内容につきましては、先ほど委員

長の報告の中に、私どもの修正部分に

の取扱について規定したのであります。

さて第三者に対する損害賠償の請求権

の取得について規定したのであります。

この改正案の出ました理由は、政府

の要點だけを申し上げ、皆さんの御

了承と、さらに御賛成をお願いいたし

がありませんので、私はきわめて簡単

に要點だけを申し上げ、皆さんの御

了承と、さらに御賛成をお願いいたし

たいと思うであります。

この改正案の出ました理由は、政府

の要點だけを申し上げ、皆さんの御

了承と、さらに御賛成をお願いいたし

がありませんので、私はきわめて簡単

に要點だけを申し上げ、皆さんの御

了承と、さらに御賛成をお願いいたし

がありませんので、私はきわめて簡単

の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。」と書いておるのであります。しかしながら、その前項によりますると、廃置分合は、当該市町村の議会が議決いたしまして、さらに当該都道府県議会がこれを認決することになりますので、その廃置分合になつておりますので、その廃置分合、境界の変更等を事前に内閣総理大臣に協議するといふようなことは、きわめてこれは大きな行き過ぎであります。先ほど申し上げましたように、当該市町村が合併を議決いたしまして、なおこれで不十分の点があるとするならば、現行法にありまするよう、都道府県の議会がさらにつきを承認して、そうして議決されましたものが、ただちにこれが内閣総理大臣に報告され、関係諸官庁に通達されれば事は足りるのであります。しかるに、あらかじめその合併のために内閣総理大臣に相談しなければならないといふことわななければならぬのであります。

るため、市町村の隣接分合又は市町村に勧告することができる。」とあります。この條文は、前の七條の二項を受けて立つております。またようやく、あらかじめ内閣総理大臣に相談をしなければならないと書いてある。そして、この條文では、市町村の合併を知事が計画いたしましたものを当該市町村に勧告することになります。一方においては、知事の意見などで、その計画いたしましたものを当該市町村に勧告することになります。あらかじめ内閣総理大臣に相談してからに知事はこれを市町村に勧告することになります。一方においては、いかにも地方自体の自主性を失うものであります。今日の地方の自治体の規模が適正でないということは、だれにもわかつておられる。一方においては、いかにも知事が独自の立場で計画して、これを市町村に勧告することのために、知事はあらかじめ内閣総理大臣に相談し、さらに知事が独自の立場で計画して、これを市町村に勧告することになつて参ります。なれば、住民の意見を無視して、そうして官僚の單一的の地方法自治体の合併が行われるということになつて参ります。なれば、住民の意見を無視して、そうして官僚の單一的の地方法自治体の合併が行われるといふことになつて参ります。なれば、住民の意見を無視して、そうして官僚の單一的の地方法自治体の合併が行われるといふことになつて参ります。なれば、住民の意見を無視して、そうして官僚の單一的の地方法自治体の合併が行われるといふことになつて参ります。

條文は、「前項の規定による告示が定による処分があつたものとみなす」とあります。これらの処分の効力は、当該告示により生ずる。」こういふ前項の通達があつたときには、ただちに告示することになつておるのであります。その効力が九條の改正案であります。すなわち、九條の時間的問題といふのは、前項において合併いたしましたことを内閣総理大臣に通告をして、そうして内閣総理大臣は、ただちに關係官庁にこれを報告すれば、私どもは事は足りると思ふ。なおその次にこういふ條文を設けて、そうして内閣総理大臣が告示のときに、その効力が発生するということになつて参りますると、告示と通告を受けた時間的ずれの間において何らかの政治的工作が行われるような手続きを與えるということになつて参りまして、せつねん自治体が合併その他を規定いたしました間に政治的問題を引起するような危険性を持つておりますので、われはこの條文を削除いたしたいと考えておるのであります。

次に第九十條であります。が、第九十條を修正いたさんといたしております。る私どもの趣旨といつたましても、改正條文は、都道府県議員の定数減であ

道府県あるいは市町村の議員の数が非常に多いといわれております。しかしながら、いまだ歐米のよろにはつきりとした自治体の確立ができるおらず、ことに震災あるいは長い間の戦争のために、自治体の事業といふものがたくさん残つておりますときに、たゞアメリカと同じように、機械的に議員の定数を減らしていくといふことになつて参りまするならば、幾多の事業を持つておりまする自治体におきましては、十分なる住民の意思の反映を議会にすることができない。従つて、住民の希望するような自治行政が行われないであろうということは、私はどなたもうなづけると思うのであります。こういう意味におきまして、いたずらな機械的の議員の縮減に反対しましては、私どもはこれに反対をすると同時に、この條文を改めますることのためには、当然これは、その都道府県の議会の自主性においてこれを減少することができるような條文を挿入いたしたいと考えまして、その條文を挿入いたしました次第であります。

市町村の議員の定員を減らすこととので、一宇をけずつて、まったく自主的にきるようにすることは、現下の民主行政の上におきましては最も妥当なる措置として、政府の考えております、機械的にこれを減らすということについて修正を加えて参つたのであります。

次に第百二條の改正であります。が、私どもが第二百二條に対しまして修正を加えて参りましたのは、改正條文によりますならば会期の短縮が書かれておりまます。現行年六回でありますものを、年一回の通常会として、他は臨時会に譲る、こう書いております。現在のわが国の実情から考えて参りますならば、年六回は多いといつておりますが、しかしながら、事務再配分等によりまして、地方の自治体の仕事是非常にたくさんふえております。従つて、行政上の幾多の問題を残しておりますので、これが單に年一回の通常会として、他は臨時会にすることになりますと、住民の意思が十分に反映しないであろうということが言えると思いますと同時に、この裏に隠れておるものは一体何であるかということを、一応われわれは知らなければならぬ。すなわち、それは臨時会が開かれるのであります。が、その臨時会に知事はいろいろの問題を提案することができるのであります。が、その臨時会

ければならないものを、知事はこの議時会のその最後の日といふようなときに行々これを提案いたして参りましたて、十分に議会の審議することなくしてこれを押し切ろうとすることが、これまでの幾多の例で、私どもはつきりいたしておりますので、民主政治のあり方の建前の上から申しまするならば、当然これを現行通りにすることが正しいと考えて、これを現行通りにしようとするのであります。

さらに第百五十八條の規定であります
が、これは東京都における主税局あるいは東京都における港湾局の設置であります。この問題は、東京都は、皆さんも御承知のように、固の予算の一割以上の大きな予算を持つておりますので、やはり主税局といふもの設ける必要があるのではないかといふこと、さらに港湾局に至りますては、今日の自治行政の上では、港湾行政は市町村の行政にゆだねられておりまするが、東京都は御承知のように両方の自治体の性格を持つておりまするので、当然東京都には港湾局の一局を設けて、港湾行政に対する十分の処置をとることが正しいと考えて参りまして、この二局を創設せんとするものであります。さらに建築部に至りましては、道及び人口二百五十万以上の府県に対しましては、住宅その他の関係から考えて参りまして、当然建築部を置くことが私が私どもは妥当と考えて、この

條項を修正いたしたいと考えておるの
であります。
次に二百七十六條でありまするが、
二百七十六條におきまして政府原案をも
削ろうとしたしておられますのは、
先ほど委員長の報告にもありましたと
うに、今日行政区の選舉管理委員会をも
廢止しようとすることに対しましては、
は、現在行政区におきましては、おの
おの府県並びに市議会の選舉を行つて
おりまするので、選舉を行いまするよ
ころにやはり選舉管理委員会があつ
て、選舉を十分に管理するといふこと
が正しい理論であるとして、これをも
置しようとする考え方であります。
次に第二百八十一條の二の改正
を削るということでありまするが、これ
から、さらに憲法の建前から、当然自
体と対しましては、自治体の長は明らか
に住民の公選によらなければならぬ
ということを憲法に明記いたしてお
まする以上は、少くとも固有の事務をそ
つておりまする東京都のいわゆる特別
区の区長に対しましては公選とするこ
とが正しいとして、政府原案を削除
たしたいと考えておるのであります。
次に第二百八十二條の二は、以上
理由によりまして、特別区の財源確
保のために、政府は当然特別区に対し
しては、都区協議の上に財源的措置
講じなければならないという一項を
け加えたのであります。

は、必置部として、先ほど申し上げましたように置きますが、さらにその他の府県におきましても、現在建築部を持つておりまする府県に対しましては、これを存置する一とにいたして委つたのであります。

以上は、きわめて簡単でございますが、私どもの本案に對する修正の意見であります。何とぞ十分御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたしまして、私の修正案に對する説明を終る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これより討論に入ります。野村專太郎君登壇。

〔野村專太郎君登壇〕

○野村專太郎君 私は、自由党を代表し、地方自治法の一部を改正する法律案につき、自由党、改進党共同提案案にかかる修正案並びに修正部分を除いた原案に対し賛成し、社会党外二党提出の共通せざる部分の修正に反対するのであります。

現行の地方自治制度は、新憲法の精神に基き、わが国民主化の基盤を確立するため、從来の官治的、中央集権的的地方制度にかわつて、まつたく新しい理念と構想のもとに立案実施せらりました、まことに画期的な制度といふことができるものであります。然しながら、実際の運用にあたりましては、戦時化の山積する惡條件も加わつて、地方政治關係者の不斷の努力にもかかわらず、必ずしもすべてが円滑に參つた

は言えないと思うのです。しかしながら、今日待望の独立を迎え、すべての情勢が大きく変転を遂げようとしておるときには、他の諸制度と同様、地方自治制度についても再検討の必要が叫ばれるに至つていますことは、また当然であるといわなければなりません。政府が、地方自治制度の過去五年間の実績をつぶさに検討し、さらに時勢の変転に即応せしめるべく、今回地方自治法の相当改訂にわたる改正を企図されたことは、時宜にかなつた措置であると存ずるのであります。

この法案を見ますと、基本方針として、第一には、地方自治の強化をはかるとともに、その運営の合理化に資すること、第二には、国民負担の軽減をはかるために、地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化をはかること、第三には、同じく組織、運営を合理的ならしめること、この三點であります。

第一の方針は、もちろん方針そのものとしては当然であるのみならず、その方針のもとに行われた個々の改正点は、おむねその趣旨に沿うるものであると認められるのであつて、私はこれに賛意を表するものであります。

第二の方針、すなはち簡素化、能率化という点については、もとより行政の簡素化なり能率化なりは時代の要請であります。そのこと自身に異論は

御賛成を得たいと思ふのであります。第二に、今回の自治法の改正に伴いまして、特別市の問題が紛糾いたしたのであります。これは関係府県のみならず、関係都市におきまして、そこにある大きな問題となり、あるいはこれが都市並びに農村の対立にまで激化せんとすることがあります。この点は、政府の特別市の問題に關する無定見並びに研究の怠慢を物語るものと存するのであります。なお関係者におけるところの運動方法に対する行い過ぎがあつたことも、これまた紛糾を大にしたゆえんであると存じます。

私どもは、常に民主政治の基盤といったとして地方自治の發展を念願いたしておりますのであります。近く設置せられるところの地方制度調査会におきまして、十分この点を審議せられることを必要とすると思うのであります。私どもは、その審議の結果に従し、将来地方の自治を一層強化拡充いたしまして、市町村を基礎的な地方団体といなすと同時に、現在の都道府県の制度も再検討し、さらに将来の道州制をも考慮する必要があると思うのであります。これと同時に、特別市並びにその残存府県の問題を処理することが適当であると存するのであります。幸いに、この方針に関しては関係者の了解を得て解決を見たことは、同慶にたえないものであります。

第三は東京都の特別区の問題であります。この点に關しましては、各位の御意見を得たいと思います。元来、これは都民の自治生活には重大なる關係があるのであります。長い間紛争を重ねておつたことは、まさに遺憾であつたのであります。わが党といいたしましては、あくまで都民の健全な自治生活を確保せんとして努力したのであります。幸いにして、今回都区関係者の間におきまして妥協が成立いたしましたことは、理論的には地方財源の少な過ぎることによつておきまして、一応今回の案をもち立いたしましたことは、理论的には事務の整理並びに財源の確保の処置を講じまして、今回地方自治法の改正せんと聞しましては、政府はすみやかに事務の整理並びに財源の確保の処置を講じまして、わが党並びに自由党の修正案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) 立花敏男君。眞に自己の手により、自己の日常生活に直接関係のあることを處理せしむることが、今後自治のために最もむづかしいことが、當と信じまして賛成する次第であります。

以上、簡単でありますが、地方自治法に対するわが党の態度を明らかにいたしまして、わが党並びに自由党の修正案に賛成するものであります。都民をして、本当に自己の手により、自己の日常生活に直接関係のあることを處理せしむることを、必要と存するのであります。

今、吉田政府は、地方自治体に対しまして、四百十四億に達する地方税の大増税を敢行し、住民登録、予備隊等の新兵事務を強制し、全国至るところの自治体の中から龐大なる軍事基地を取上げようとしておるのであります。その他、アメリカ帝国主義の要求するところの日本の再軍備、日本の植民地化のための龐大な仕事が、地方に多量に押しつけられておるのであります。これらの反国民的な政策に対しまして、全國民的な規模の反対闘争が全般的に燃え上りつつあるのは、むしろ当然の現象といわなければなりません。この反対闘争を押し切つて、なお売国軍事植民地政策を強行するためには、どういたしましても、権力の末端機構であるところの自治

法案であります。この法案は、明らかに、サンフランシスコ單獨講和條約の発効によるものであります。そこで、吉田政府の賣國政策の必然の結果といいたしまして完全に否定されようとしておることは明瞭であります。

今や、憲法に明記されました地方の自治は、吉田政府の賣國政策の必然の結果といいたしまして完全に否定されようとしておることは明瞭であります。

このことは、この地方自治法改正法案を初め、地方財政平衡交付金法案、消防組織法案、警察法案等々、多くの地方関係の法律案の一部改正の中に、中央より地方に対するところの勧告権、指示権、助言権等々が至るところに規定されておるという事實をもつて明白に証明されておるのであります。

さらに、かかる官僚的中央集権化の必然の結果といいたしまして、地方における民主主義が極度に制限されようとしておる事実であります。すなわち、地方議会の開会の制限と、地方議員の数の減少などを規定しておることがその現われであります。すなわち、從来、年間六回開いておりました府県会等の通常会を年一回に制限せんといなし、さらに地方議員の数を約二〇%、人員にいたしまして全国で二万六千人の地方議員を縮減しようとしたとしておるのを五千名増員し、自治体警察を無制限に増加し得ることとし、さらに警察予備隊は十萬より十八万への急増を企

ねんとするものであります。

まず第一に、地方自治法の一部改正

員を二万六千人減少いたしまして、警
察予備隊を十数万人に増員せんとする
を初めとする地方産業、平和産業を完
全に崩壊せしめつたものであります。
て、その結果、地方民の生活が完全にこれ
を破壊されつつあることは、何人もこれ
を否定することができない嚴然たる事
実であります。従つて、国民の政治的
関心は、中央、地方を問はず、急速に
高まりつつあるのであります。しかる
に、国民大衆の政治への関心と関與を
極度に恐れる吉田政府は、地方議会へ
の進出を極度に制限せんとする
の大衆の代表の進出を極度に制限せん
としておるのであります。本改正案の
中における地方議員の定員の縮減は、
少數革新政党の地方議会への進出を姓
書せんとするものである。何となれば、
今回の定員縮減の結果、一町村に下
における議員の数はわずかに十人以下と
減少せしめられる場合があるのであります。
吉田政府は、明らかに農村地主階級
における革新陣営の議会進出を排除す
る、農村青年をアメリカの傭兵とし
て、軍事工廠に徴集し、軍事予算のため税金を收
入し、安価なる奴隸労働の供給源をつ
くり上げて、アメリカのための軍事工
場に多量に送り込まんとしておる魂胆
明白であります。

改正案によりまして、民軍關係の行政機関が大幅に縮小あるいは廃止されようとしておることであります。たとえれば、各府県において、労働部、建築部衛生部、商工部等々の従来の部局を停止または縮小せんとする規定があるのです。このことは、地方の人民のための行政が明らかにアメリカのための厖大なる軍事植民地予算の犠牲性に供されつあることを明白に示しておるものと言わざるを得ないのであります。

以上のことく、本案の本質はアメリカ帝国主義に奉仕するためのものでありますことは明白でありますが、この帝国的性質を最も端的に露呈しておるものが東京都の区長の任命制であります。この規定は明らかに憲法違反の規定であります。すなわち、今や東京の周辺は、極東第五空軍司令部の存する横田基地を初め、無数の軍事基地及び軍需工場によって取巻かれ、それが遠く伸びまして武藏野、相模原における、はるかに横須賀の軍港に連つておるのであります。その中心である東京都は明らかに補給基地である兵站基地であると同時に、東京都自分が多数の軍事施設と軍需工場を持つことの大軍事拠点であります。われは、四月二十八日以後においても、アメリカのGHQがそつくり

のまま東京都のまん中に隣存しておる事実は決して忘れてはいないのであります。この嚴然たるアメリカの軍事基地のうちに日本人の民主主義が存在してゐる所であります。一体なぜか。侵略戦争がござつたのである。日本国民の隸属と、日本国民の收奪がますます強化されようとしておるといふ点が得ると考へること自体が、そもそも問題であります。問題は、さらにそれなりに強化される所であります。われわれは、区長の任命制と監視権の任命制が同時に行われようとしておる事実を注目しなければなりません。しかも、その監視権が、最近ひびんと日本の愛國者を射殺しておる所を、われわれは断じて忘れないのあります。東條軍閥が中国を侵略しきのことを思い起しましょ。二の軍隊が他国を侵略する場合は、必ずその首都をねらうのであります。京都は、日本軍閥の占領下の、かつ都を奪つて、まず着手する工作が、僕らの首長をつくり上げることであります。北京、南京あるいは奉天と一体どく連うか。(拍手)従つて、区長任命制と排撃せんとするならば、アメリカの領軍の東京都及びその周辺よりの撤退を要求すべきであります。(拍手)しかも、重大なことは、問題は開拓団と東京都を押し広げましたがのが、すなはち植民地日本の実態であります。

日本共産党は、断固として、かかる亮国法案に反対して、かかる亮国法案を提出いたしました政府の即時退陣を要求し、最後に、日本を植民地化し、日本の行政を植民地官僚化せんとするところのアメリカ占領軍の即時撤退を要求するものであります。最後に、日本社会党の提出されました修正案に対しましては、政府原案に含みましたところの欠点の多くの部分を除去するものであるといふことを認めまして賛意を表したいと思います。

次に警察官等に対する協力援助に関する法律案であります。が、日本の現在の警察がまったく凶暴化し、ひんびんとして多数の日本国民を殺傷している事実は、全国民の憤慨的的であります。最近の国民の大衆的規模の闘争は、政府與党をして周章狼狽させます。そこで、現在の武裝警官ではまだ足りず、先般、全國二百万の消防団員をその下に諸機関とするところの消防組織法を、本院を通過せしめております。しかだそれでも足りないのであります。この法案によつて、何ら關係のないと

補償する云々と称しているが、これはまつたく欺瞞であります。何となれば、補償の財源については何ら規定がないからであります。法案のねらいが、警察が一般国民に対して持つところの協力の要求権を規定せんとしていることにあることは明白であります。○副議長(岩本信行君) 立花君に申し上げます。時間が来ておりますから簡潔に願います。

○立花敏男君(続) 愛国的五・一メーテーの虐殺と、五・三〇記念日の虐殺を経験し、日本警察の充国的残虐行為を目のあたりに認識した全国民は、かかる充国警察への協力などを容認することは断じてできないのであります。この法案は、多少の金品による買収によつて、たかだかスペイあるいは少額の町のころづきなどを暴力的警察の辺に集めるにすぎないであります。○日本共産党は、現在の警察をより脅暴力団化し、スパイを奨励し、団を養成し、愛国的国民運動を鎮圧んとするところの本法案には断固反対であります。(拍手)○副議長(岩本信行君) 八百板正君

○八百板正君 私は、日本社会党第

• 一ノ刀せんり 周鐵人 がんばる

官報(号外)

十三選舉を代表して、政府の出した地方自治法の一部改正に反対、自由党、改進党提出の一部修正に反対し、社会党、労農党、社会民主党、農民協同党の共同の修正案に賛成の意を表し、あわせて警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案に反対の意思を明らかにするものであります。すでに問題の要点はしばらく明瞭にされておりますので、なるべく簡潔に、三つの点に限り意見を述べることといたします。

まず第一は、自治体の自主性が弱くなり、中央政府の指示、勧告、さらに干渉が強くなるということであります。すなわち、七條、八條、九條七項などの改正点について見ますと、自治体の廃置分合、境界の変更などについて争いが起つたときには、当事者の間で意見が一致し、それへ議会の議決が一致したならそれでよいのですが、これが改定するのであります。この改定が発生しないということになつておる。元来、自治体の意思決定は議会の決議で定まるものであつて、それを総理大臣が告示しなければ効力が発生し得るといふことは、自治体を子供扱いにし、意思決定の能力なき、いわば禁治産者扱いにするものであつて、後見人たる内閣の許可主義をとつたものとも言はべきものであります。申

すまでもなく、自治体とは、治められるものではなく、みずから治めるものであります。中央政府の下部機関として、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案に反対の意思を明らかにするものであります。すでに問題の要点はしばらく明瞭にされまして、三つの点に限り意見を述べることといたします。

まず第一は、自治体の自主性が弱くなり、中央政府の指示、勧告、さらに干渉が強くなるということであります。すなわち、七條、八條、九條七項などの改正点について見ますと、自治体の廃置分合、境界の変更などについて争いが起つたときには、当事者の間で意見が一致し、それへ議会の議決が一致したならそれでよいのですが、これが改定するのであります。この改定が発生しないということになつておる。元来、自治体の意思決定は議会の決議で定まるものであつて、それを総理大臣が告示しなければ効力が発生し得るといふことは、自治体を子供扱いにし、意思決定の能力なき、いわば禁治産者扱いにするものであつて、後見人たる内閣の許可主義をとつたものとも言はべきものであります。申

すまでもなく、自治体とは、治められるものではなく、みずから治めるものであります。中央政府の下部機関として、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案に反対の意思を明らかにするものであります。すでに問題の要点はしばらく明瞭にされまして、三つの点に限り意見を述べることといたします。

まず第一は、自治体の自主性が弱くなり、中央政府の指示、勧告、さらに干渉が強くなるということであります。すなわち、七條、八條、九條七項などの改正点について見ますと、自治体の廃置分合、境界の変更などについて争いが起つたときには、当事者の間で意見が一致し、それへ議会の議決が一致したならそれでよいのですが、これが改定するのであります。この改定が発生しないということになつておる。元来、自治体の意思決定は議会の決議で定まるものであつて、それを総理大臣が告示しなければ効力が発生し得るといふことは、自治体を子供扱いにし、意思決定の能力なき、いわば禁治産者扱いにするものであつて、後見人たる内閣の許可主義をとつたものとも言はべきものであります。申

すまでもなく、自治体とは、治められるものではなく、みずから治めるものであります。中央政府の下部機関として、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案に反対の意思を明らかにするものであります。すでに問題の要点はしばらく明瞭にされまして、三つの点に限り意見を述べることといたします。

まず第一は、自治体の自主性が弱くなり、中央政府の指示、勧告、さらに干渉が強くなるということであります。すなわち、七條、八條、九條七項などの改正点について見ますと、自治体の廃置分合、境界の変更などについて争いが起つたときには、当事者の間で意見が一致し、それへ議会の議決が一致したならそれでよいのですが、これが改定するのであります。この改定が発生しないということになつておる。元来、自治体の意思決定は議会の決議で定まるものであつて、それを総理大臣が告示しなければ効力が発生し得るといふことは、自治体を子供扱いにし、意思決定の能力なき、いわば禁治産者扱いにするものであつて、後見人たる内閣の許可主義をとつたものとも言はべきものであります。申

すまでもなく、自治体とは、治められるものではなく、みずから治めるものであります。中央政府の下部機関として、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案に反対の意思を明らかにするものであります。すでに問題の要点はしばらく明瞭にされまして、三つの点に限り意見を述べることといたします。

まず第一は、自治体の自主性が弱くなり、中央政府の指示、勧告、さらに干渉が強くなるということであります。すなわち、七條、八條、九條七項などの改正点について見ますと、自治体の廃置分合、境界の変更などについて争いが起つたときには、当事者の間で意見が一致し、それへ議会の議決が一致したならそれでよいのですが、これが改定するのであります。この改定が発生しないということになつておる。元来、自治体の意思決定は議会の決議で定まるものであつて、それを総理大臣が告示しなければ効力が発生し得るといふことは、自治体を子供扱いにし、意思決定の能力なき、いわば禁治産者扱いにするものであつて、後見人たる内閣の許可主義をとつたものとも言はべきものであります。申

すまでもなく、自治体とは、治められるものではなく、みずから治めるものであります。中央政府の下部機関として、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案に反対の意思を明らかにするものであります。すでに問題の要点はしばらく明瞭にされまして、三つの点に限り意見を述べることといたします。

まず第一は、自治体の自主性が弱くなり、中央政府の指示、勧告、さらに干渉が強くなるということであります。すなわち、七條、八條、九條七項などの改正点について見ますと、自治体の廃置分合、境界の変更などについて争いが起つたときには、当事者の間で意見が一致し、それへ議会の議決が一致したならそれでよいのですが、これが改定するのであります。この改定が発生しないということになつておる。元来、自治体の意思決定は議会の決議で定まるものであつて、それを総理大臣が告示しなければ効力が発生し得るといふことは、自治体を子供扱いにし、意思決定の能力なき、いわば禁治産者扱いにするものであつて、後見人たる内閣の許可主義をとつたものとも言はべきものであります。申

すまでもなく、自治体とは、治められるものではなく、みずから治めるものであります。中央政府の下部機関として、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案に反対の意思を明らかにするものであります。すでに問題の要点はしばらく明瞭にされまして、三つの点に限り意見を述べることといたします。

まず第一は、自治体の自主性が弱くなり、中央政府の指示、勧告、さらに干渉が強くなるということであります。すなわち、七條、八條、九條七項などの改正点について見ますと、自治体の廃置分合、境界の変更などについて争いが起つたときには、当事者の間で意見が一致し、それへ議会の議決が一致したならそれでよいのですが、これが改定するのであります。この改定が発生しないということになつておる。元来、自治体の意思決定は議会の決議で定まるものであつて、それを総理大臣が告示しなければ効力が発生し得るといふことは、自治体を子供扱いにし、意思決定の能力なき、いわば禁治産者扱いにするものであつて、後見人たる内閣の許可主義をとつたものとも言はべきものであります。申

留期間中において支拂うべき一箇月分の給與の額とする。

- 2 事業主は、給與月額を定める場合には、当該乗組員の同意を得なければならない。

(保險金受取人)

- 第九條 事業主は、第五條第一項第四号の保險金受取人を定める場合は、各乗組員の指定に従つてしなければならない。

(保險金受取人)

- 第十四條 給與保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができる。

(保險契約の内容の変更)

- 第十五條 事業主は、給與保険契約が成立した後において、乗組員の異動等により第五條第一項の申込書に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、省令の通知をしなければならない。

(組合の支拂責任)

- 第十六條 組合は、乗組員が抑留された場合には、当該乗組員が抑留さ

れた場合には、当該乗組員に係る保険金を支拂つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(事業主の通知義務)

- 第十七條 組合は、乗組員が抑留さ

れた場合には、当該乗組員に係る保険金を支拂つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(組合の支拂責任)

- 第十八條 組合は、當該乗組員が、たまに捕された時に、抑留を解

かれて日本国に上陸した時、又は抑留中に死亡したことが判明した時に、抑留が終つたものとする。

(保險契約の失效)

- 第十九條 給與保険契約は、當該契約に係る乗組員につき、前條の規定により組合が保険金を支拂うべき最初の抑留があつたとき(同一航海において数回の抑留があつた場合は、その最後の抑留があつたとき)は、保険金の支拂に関する事項を除き、その効力を失う。

(保險金の支拂)

- 第二十條 組合は、當該乗組員に係る保険金については、事業主がその金額に相当する額の給與を當該乗組員に支拂つたものとする。

(重複保険の禁止)

- 第二十一條 事業主は、乗組員につ

ける保険料の支拂を免めることによ

り、當該増額分に対する保険料を支拂わなければならぬ。

2 組合の給與保険契約に基く保険金の支拂責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。

(乗組員への通知義務)

- 第十二條 給與保険契約は、組合が前項の規定による保険料の支拂があつたときは、その時において給與保険契約は當該事項につき変更されなければならない。但し、抑留され
- たときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。當該保険契約の内容につき変更があつたときは、同様とする。

第十三條 給與保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。但し、組合は、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。當該乗組員につき抑留が終つたときは、約款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。當該乗組員につき抑留が終つたときには、約款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

(事業主の通知義務)

第十四條 給與保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができる。

(保險契約の内容の変更)

第十五條 事業主は、給與保険契約が成立した後において、乗組員の異動等により第五條第一項の申込書に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、省令の通知をしなければならない。

(組合の支拂責任)

第十六條 組合は、當該乗組員が抑留さ

れた場合には、当該乗組員に係る保険金を支拂つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(事業主の通知義務)

第十七條 組合は、當該乗組員が抑留さ

れた場合には、当該乗組員に係る保険金を支拂つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(組合の支拂責任)

第十八條 組合は、當該乗組員が、たまに捕された時に、抑留を解

かれて日本国に上陸した時、又は抑留中に死亡したことが判明した時に、抑留が終つたものとする。

(保險契約の失效)

第十九條 給與保険契約は、當該契約に係る乗組員につき、前條の規定により組合が保険金を支拂うべき最初の抑留があつたとき(同一航海において数回の抑留があつた場合は、その最後の抑留があつたとき)は、保険金の支拂に関する事項を除き、その効力を失う。

(保險金の支拂)

第二十條 組合は、當該乗組員に係る保険金については、事業主がその金額に相当する額の給與を當該乗組員に支拂つたものとする。

(重複保険の禁止)

第二十一條 事業主は、乗組員につ

ける保険料の支拂を免めることによ

り、當該増額分に対する保険料を支拂わなければならぬ。

2 組合の給與保険契約に基く保険金の支拂責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。

(乗組員への通知義務)

第十二條 給與保険契約は、組合が前項の規定による保険料の支拂があつたときは、その時において給與保険契約は當該事項につき変更されなければならない。但し、抑留され

たときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。但し、組合は、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

(事業主の通知義務)

第十三條 給與保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。但し、組合は、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

(保險契約の成立)

第十四條 給與保険契約は、組合が前項の規定による保険料の支拂があつたときは、その時において給與保険契約は當該事項につき変更されなければならない。但し、抑留され

たときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。但し、組合は、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

(保險契約の成立)

第十五條 事業主は、正當な事由がある場合の前項の申出があつたときは、事業主から、その事業主に対し、給與保険に加入すべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出があつたときは、事業主は、正當な事由がある場合の前項の申出があつたときは、事業主から、その事業主に対し、給與保険に加入しなければならない。

(保險契約の成立)

第十六條 給與保険契約は、組合が前項の規定による保険料の支拂があつたときは、その時において給與保険契約は當該事項につき変更されなければならない。但し、抑留され

たときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。但し、組合は、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

(保險契約の成立)

第十七條 事業主は、正當な事由がある場合の前項の申出があつたときは、事業主から、その事業主に対し、給與保険に加入すべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出があつたときは、事業主は、正當な事由がある場合の前項の申出があつたときは、事業主から、その事業主に対し、給與保険に加入しなければならない。

(保險契約の成立)

第十八條 給與保険契約は、當該乗組員の給與月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給與月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六條第二項の規定にかかるらず、契約金額を乗組員の給與月額の合計額の百分の六十をこえる額まで増額しなければならない。

2 前項後段の場合においては、事業主は、省令の定めるところによ

り、當該増額分に対する保険料を支拂わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を要領したとき(同項後段の場合にあつては前項の規定による保険料の支拂があつたとき)は、その時において給與保険契約は當該事項につき変更されなければならない。但し、抑留され

たときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。但し、組合は、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

(保險契約の成立)

第十九條 第十七條第一項に規定する保険金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 前項後段の場合においては、事業主は、正當な事由がある場合の前項の申出があつたときは、事業主から、その事業主に対し、給與保険に加入すべき旨の申出をすることができる。

3 組合が第一項の通知を要領したとき(同項後段の場合にあつては前項の規定による保険料の支拂があつたとき)は、その時において給與保険契約は當該事項につき変更されなければならない。但し、抑留され

たときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。但し、組合は、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

(保險契約の成立)

第二十條 給與保険契約は、當該乗組員の給與月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給與月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六條第二項の規定にかかるらず、その命令により、約款変更の効力を生じるものとする。

2 純利金の積立

第三十一条 組合は、給與保険の会計における不足金の補てんに備え別段の定をすることができる。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の内容の変更)

第二十二条 給與保険契約は、他の会計と区分して経理しなければならない。但し、附則により申込書に記載した当該乗組員の内訳保険金額に従い、その限りでない。

2 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

3 前項の場合には、組合は、まだ

ときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。

2 事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。

3 事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。

(保險契約の成立)

第二十三条 組合の給與保険に関する会計は、他の会計と区分して経理しなければならない。但し、附則により申込書に記載した当該乗組員の内訳保険金額に従い、その限りでない。

2 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

3 前項の場合には、組合は、まだ

ときは、事業主は、遅滞なく當該乗組員にその旨を通知しなければならない。

(保險契約の成立)

第二十四条 組合は、毎事業年度の月に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

2 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

3 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の内容の変更)

第二十五条 組合は、給與保険の会計における不足金の補てんに備え別段の定をすることができる。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第二十六条 組合は、給與保険の会計における不足金の補てんに備え別段の定をすることができる。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第二十七条 組合が給與保険事業を廃止しようとするときは、総会に

おいてその旨を議決し、且つ、一定の期間を設けなければならない。

(保險契約の内容の変更)

第二十八条 組合が給與保険事業を廃止しようとするときは、総会に

おいてその旨を議決し、且つ、一定の期間を設けなければならない。

(保險契約の成立)

第二十九条 組合が給與保険事業を廃止しようとするときは、総会に

おいてその旨を議決し、且つ、一定の期間を設けなければならない。

(保險契約の成立)

第三十条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十一条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十二条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十三条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十四条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十五条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十六条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十七条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十八条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第三十九条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十一条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十二条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十三条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十四条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十五条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十六条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十七条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十八条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第四十九条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第五十条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第五十一条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第五十二条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第五十三条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第五十四条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(保險契約の成立)

第五十五条 純利金の支拂は、事業主に対する支拂を免めることとする。

2 純利金及び責任準備金を積み立てなければならない。

それが多分にあるのであります。もちろん、本問題の解決は、今後の外交的手段により、漁船が拿捕抑止されること最も望ましい次第でありまして、現下の国際情勢が安定して、関係国との間に公正妥当なる漁業協定ができることを望んでやまないのであります。が、その時期の来るまで、このたびの処置をとりまして差延せんとするものであります。

次に、法案の内容について簡単に御説明申し上げます。まず第一点は、この保険を漁船損害補償法による漁船保険組合に経営させることであります。

第二に、政府は漁船保険組合の保険責任を再保険することであります。第三に、契約金額は漁船ごとに乗組員の月額給與の総額を越えてはならぬ、またその百分の六十を下つてはならない、こういうことをきめておる次第であります。

第四に、保険料はすべて事業主の負担として、乗組員に負担させない、こうしたことになつてゐるのであります。

第五は、保険契約でありまして、事業主は、漁船ごとに乗組員一分の一以上の方が保険に加入することを申し出たときには、正当な理由がなければ、これをこぼむことができない、こ

ういうことに規定しているのであります。第六に、保険金の支拂い期間でござりますが、抑留の日から日本に帰つて上陸した日までを保険金の支拂い期間としているのであります。以上が、提案の理由と、その内容の大要であります。

水産委員会といたしまして、去る五題の重要性にかんがみまして、本間

月十日、小委員会に付託をして調査を進めることにいたしましたのであります。小委員会におきましては、慎重審議を重ねました結果、以上のようないくつかの成案を得ましたので、六月五日、小委員長の私外十四名の議員から提出され翌六日水産委員会に付託された次第であります。

水産委員会といたしましては、本七

日委員会を開きました。本案を議題と

して審査し、まず小委員長に提案理由

の説明を求めましたところ、提案理由

並びに小委員会における審議の経過に

ついて詳細なる説明があり、引き続き質

疑に入りましたが、すでに多数の委員

からなる小委員会において審議いたし

ました案でありますので、別に質疑も

なく、討論を省略して採決いたしました。

たところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

午後六時四十五分散会

本日はこれにて散会いたします。

び

という点は不適当と認められますか

から、林君にその取消しを求めるはずで

ありませんが、林君は自席においてに

なりませんでしたから、議長は職権を

もちまして、ただいまの点を取消しを

命じます。

千九百二十三年十一月三日にジュ

ネーヴで署名された税關手続の簡易

化に関する国際條約及び署名議定書

の締結について承認を求めるの件

国際通貨基金協定への加入につけて

承認を求めるの件

一、昨六日次の法律の公布を奏上し、

その旨議院に通知した。

一般職の職員の給與に関する法律の

一部を改正する法律

農産物検査法の一部を改正する法律

外國の領事官に交付する認可状の認

証に関する法律

医師國家試験予備試験の受験資格の

特例に関する法律等の一部を改正す

る法律

一、昨六日佐藤参議院議長から林議長

宛、参議院は国会の会期を六月二十

日まで十四日間延長することを議決

した旨の通知書を受領した。

一、昨六日佐藤参議院議長から林議長

宛、参議院は日本国有鉄道監理委員

会委員に佐藤喜一郎君及び工藤義男

君を任命することに同意した旨の通

知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣

に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

労働委員

金原 駿二君 近藤 鶴代君
一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

船田 享二君 今野 武雄君
外務委員

金原 駿二君 黒澤富次郎君
林 中山 マサ君 小林 信二君
文部委員

中山 百郎君 近藤 鶴代君
漁業委員

中山 マサ君 黒澤富次郎君
労働委員

近藤 鶴代君 黒澤富次郎君
一、去る五日議員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

漁船乗組員給與保険法案 (田口長治
郎君外十四名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案
(公職選挙法改正に関する調査結果
委員長提出)

一、去る五日参議院に送付した本院提出は次の通りである。

医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律等の一部を改正す
る法律案

市の警察維持の特例に関する法律案
消防法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
案

一、去る五日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。

日本電信電話公社法施行法案

日本電信電話株式会社法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約に基き駐留する合衆國軍

隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案

消防組織法の一部を改正する法律
案第一〇号(予)

輸出取引法案

公共工事の前拂金保証事業に関する
法律案

一般職の職員の給與に関する法律の
一部を改正する法律案

公職選挙法案に添付した議案は
次の通りである。

一、去る五日参議院に添付した議案は
一般的職の職員の給與に関する法律の
一部を改正する法律案

一、昨六日議員から提出した議案は次
の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案
に対する修正案(門司亮君外五名提出)

公明選挙推進に関する決議案(小澤
佐重喜君外十名提出)

一、昨六日参議院から受領した同院提
出案は次の通りである。

道路交通事業抵当法案

一、昨六日予備審査のため参議院から
送付された次の議案を受領した。

水産業協同組合法の一部を改正する
法律案

一、昨六日議員会に付託された議案は
次の通りである。

医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律等の一部を改正す
る法律案

市警察維持の特例に関する法律案
消防法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
案

一、去る五日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。

日本電信電話公社法施行法案

日本電信電話株式会社法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約に基き駐留する合衆國軍

水産業協同組合法の一部を改正する
法律案(木下辰雄君外五名提出、参
法第一〇号)(予)

水産委員会 付託

一、昨六日予備審査のため次の本院議
員提出案を参議院に送付した。

耕土培養法案(坂田英一君外二十三
名提出)

一、昨六日内閣から次の議案を撤回す
ることの承諾を得たい旨の要求書を
受領した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法
律案

一、昨六日参議院において、次の件を
議決した旨の通知書を受領した。

国際植物防疫條約の締結について承
認を求めるの件

一千九百二十三年十一月三日にジ
ュネーブで署名された税關手続の簡易
化に関する国際條約及び署名議定書

の締結について承認を求めるの件

国際復興開発銀行協定への加入につ
いて承認を求めるの件

一千九百二十三年十一月三日にジ
ュネーブで署名された税關手續の簡易
化に関する国際條約及び署名議定書

の締結について承認を求めるの件

国際通貨基金協定への加入について
承認を求めるの件

一千九百二十三年十一月三日にジ
ュネーブで署名された税關手續の簡易
化に関する国際條約及び署名議定書

の締結について承認を求めるの件

一千九百二十三年十一月三日にジ
ュネーブで署名された税關手續の簡易
化に関する国際條約及び署名議定書

の締結について承認を求めるの件

一千九百二十三年十一月三日にジ
ュネーブで署名された税關手續の簡易
化に関する国際條約及び署名議定書

の締結について承認を求めるの件

一千九百二十三年十一月三日にジ
ュネーブで署名された税關手續の簡易
化に関する国際條約及び署名議定書

一、昨六日参議院において、本院から
送付した次の議案を可決した旨の通
知書を受領した。

一般職の職員の給與に関する法律の
一部を改正する法律案

一、昨六日議員から提出した質問主意
書は次の通りである。

東京都におけるじやが芋の被害に關
する質問主意書(並木芳雄君提出)

書は次の通りである。

書は次の通りである。

一、昨六日参議院において、本院から
送付した次の議案を可決した旨の通
知書を受領した。

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

農産物検査法の一部を改正する法律
案

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律等の一部を改正す
る法律案

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

農産物検査法の一部を改正する法律
案

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律等の一部を改正す
る法律案

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

農産物検査法の一部を改正する法律
案

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

農産物検査法の一部を改正する法律
案

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

農産物検査法の一部を改正する法律
案

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

一、昨六日参議院において、次の内閣提
出案を可決した旨の通知書を受領
した。

昭和二十七年六月七日 未議院会議録第五十一号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十円
(送料実費)

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段場三一九
印
監督東京一九〇〇官報課

1051